

議院會員委務法

平成十七年四月二十六日(火曜日)

出席委员

午前十時開議

委员

委員

理事 田村 憲久君 理事 平沢 勝栄君  
理事 三原 朝彦君 理事 吉野 王芳君

理事 津川 祥吾君 理事

理事 山内おさむ君  
井上 信治君 理事

大前 繁雄君

園田 博之君

福井 照君

保岡 興治君

加藤 公一君

田中慶秋君

辻 恵君  
平岡 秀夫君

松野 信夫君

卷之三

法務大臣

法務副大臣  
財務副大臣

厚生労働副大臣  
佐藤義利大臣

経済産業副大臣

法務大臣政務官  
経済産業大臣政務官

最高裁判所事務總局總務局  
長

第一類第三号

あのとき必死の思いで、一千万ためるのは大変だということで、集めるためにいろいろ借金をしたりして苦労された方々の中には、何だという気持ちになつてゐる人も随分います。何とか一千万まであとのとき頑張った方々は、ではこれで一円まで食いつぶしていいのかどうかということを一つ質問させていただきたいと思います。

○滝副大臣 委員お尋ねのように、現行の商法では一千円という最低限度額がございますから、必死の思いでおつくりになつた方が、今度の改正法でその制限がなくなるということをございます。その中で、それでは一千円を食いつぶしていいかということでござりますけれども、現在の商法でも設立後の資本金の額については特段の定めがございませんからそれは可能でございますし、それはその会社の判断でいける問題でござります。今度の会社法でももちろんそうでございます。ただ、それがいかどうかというのは、それは経営者の判断の問題だらうと思います。

#### ○松島委員 了解いたしました。

それから、今度の法律によりまして、みんな株式会社になれる。新しい会社をつくるときは全部株式会社であつて、有限会社はなくなるというわけでございます。このように宣伝されますと、現在有限会社を名乗つている会社の方々は、自分たちはどうなるんだろうか、株式会社とみんな名前を変えなきゃいけないんじやないか、そういうふうに思つ方もいらっしゃると思いますので、そこの確認と、今の有限会社が株式会社に名前を変える場合にはどのような手続が必要なのかということをあわせて伺いたいと思います。

○滝副大臣 委員御指摘のとおり、有限会社の制度がなくなるわけでござりますけれども、現に有限会社として名前を使つてゐる会社についてはそのままの名前を使つても結構でございますし、それから、いろいろな制約についても、当然それにについての措置を講じておりますから、そのままで結構だと思います。

ただ、名前を変えるときには二つ必要でござい

ますね。まず定款変更をして、株式会社なら株式会社というふうに名前を変える。それから、今までに包括根保証された方々については、経過措置で、この四月以降、三年ないし五年で一遍打ち切つて新しい仕組みにすることになります。

○松島委員 こういつたことも、商法改正といふ大変なことですけれども、あの分厚い全体を読み通す人は世の中にはほとんどいないわけでございまして、どうか今申し上げました点に関しては、周知徹底に努めていただきたいと思います。

それから、破産者も取締役になれる、今度の変更点についての質問でございます。

現行の商法では、取締役になれない人についての条項で、「破産手続開始ノ決定ヲ受ケ復権セザル者」というふうにございます。それが今度の新規破産者というのに入つております。

去年の通常国会で破産法が成立いたしました。私は、このときもこの点については評価したんですけど、手元に残るお金を拡大することによって、一度失敗した人でももう一度挑戦できる社会をつくつていこう、破産法の改正にもそういう趣旨があつたと思います。

そしてまた、破産した人というときに、例えば個人のクレジットカード破産、自分が使い過ぎたとかいったような破産の場合は、金銭管理ができる人間だ、とても会社の取締役にすることはできない、新しく会社をつくつたりさせることはできない、新しく会社をつくつたりさせることはできないということが言えるかもしません。

しかし、今、破産という中では、小さい会社でオーナー会社の場合は、自分が保証人になつていてあるいは、連帯保証人、これも昨年の秋の民法の包括根保証制度禁止、これはすばらしい法律改正でございましたけれども、この四月から施行されて、これからの場合には限度額も定められてい

るし、そしてまた期限も五年以内で定めることになつてゐる。今までに包括根保証された方々については、経過措置で、この四月以降、三年ないし五年で一遍打ち切つて新しい仕組みにすることになりますけれども、でもまだ引き続いている方がいらつしやるわけですから、そういう形で連帯保証人になつて自分がかぶつちやう、破産するということも大いにあると思います。こういつたときに、取締役になれない。取締役になれないことは、自分が新しくまた会社をつくることができないということですから、こうしたことまで一律に排除するのはよくない。

そういう意味で、今回の法改正、私はこの点について評価するんですが、こういうもう一度挑戦できる社会をつくるため、そういう趣旨だったと理解してよろしいんでしょうか、法務省も含めてすべての資産を担保にお金を借りて再生可能であるというよつた会社がございまして、しかし、そのような会社であつても、会社の経営者は、ただいま御指摘のように、通常、個人が行き詰まつてゐるが民事再生の申し立てをすれば再生可能であるというよつた会社がございません。

それはどういう場合かといいますと、規模は小さいけれども優秀な技術を持っていて、資金繰りが行き詰まつてゐるが民事再生の申し立てをすれば再生可能であるというよつた会社がございません。しかし、そのような会社であつても、会社の経営者は、ただいま御指摘のように、通常、個人が行き詰まつてゐるが民事再生の申し立てをすれば再生可能であるというよつた会社がございません。

○滝副大臣 今度の会社法案につきましては、委員御指摘のとおり、取締役の欠格事由から破産者を除いているわけでございます。それは、委員の御指摘のとおり、再度の経済的な再生をする機会を与える、こういうこともその一つの理由でございますので、御指摘のとおりでございます。

○松島委員 それでちょっとお伺いしたいんですが、これまでの法律で、破産手続開始決定を受け復権せざる者はだめということでございまして、その復権というのは、今まで実際に破産手続が始まつてから復権するまでといふのはどれぐらいいの間だめだったのか。これまでのことをちよつと振り返つていただいて、これは最高裁総務局長、今、総務局長というお立場で答えることじやないかもしませんけれども、かつて東京地裁のミスター破産と呼ばれた園尾局長にお伺いしたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 最近は破産事件が迅速に進行するようになりまして、私の東京地裁での経験によりますと、財産隠しなどの不正行為を行つていいない破産者であれば、破産申し立てから三ヶ月前後で免責の決定が出されるということ

が多くございまして、その場合には、その約一ヶ月後、すなわち破産申し立てから四ヶ月ないし五ヶ月で免責決定が確定して復権するということになります。

しかしながら、会社経営者の破産者である場合に、復権が迅速に認められても適切な救済にはならないという場合が少なくございません。

それはどういう場合かといいますと、規模は小さいけれども優秀な技術を持っていて、資金繰りが行き詰まつてゐるが民事再生の申し立てをすれば再生可能であるというよつた会社がございません。しかし、そのような会社であつても、会社の経営者は、ただいま御指摘のように、通常、個人が行き詰まつてゐるが民事再生の申し立てをすれば再生可能であるというよつた会社がございません。

○松島委員 非常によくわかりました。

つまり、正確な技術などがあつて、つぶすのがふさわしくない、民事再生でせつかく処理しようと思つてゐる会社にとって、連続性を持つてその社長さんが取締役の地位にとどまるということが重要である。私は、会社がつぶれて、また新しい

会社をつくるときというイメージで思つてはいたんですが、そうじやない場合もあるということで、よく理解させていただきました。

そして、このことが経済産業の立場から、起業をふやそうとしている中小企業庁から見て、またあるいは、会社が連続性を持つて取締役がやつていくことの重要性という意味におきまして、実際に中小企業の経営者でもある山本政務官、山本政務官のところは破産して云々という心配はないと思ひますけれども、一般的なお考へを伺いたいと思います。

○山本(明)大臣政務官 繼続性の問題だと思いますけれども、私は、会社が倒産したときに、そのときに経営者がすぐまた復帰できるかどうかという問題というのは、逆にちょっと個人的には疑問も持つております。

というのを、チャンスを与えるということは大変大切でありますし、今回はそういうことがであります、いいことだと思いますけれども、逆に、大体地域に皆さん生きておるわけでありまして、そうしますと、その地域の人たちは彼を見ていまして、倒産したということは必ず迷惑を受けた債権者がおるわけであります、その債権者が見ておつて、あれは、人に迷惑をかけておつて、債務をちゃんと返せないうちにまた一人前でやつておるんじゃないかということがありますので、これはやはりある程度慎重にやつていかなければいけないと思います。

そういう負の要素よりも、やはり前向きの要素を取り入れたのが今回の要素だと思ひますので、そういう意味では非常に評価ができると思いますけれども、そんな面も考え方ながら経営者はやつていかなきやいかぬ、こんなふうに私は思つています。

○松島委員 実態に即した御答弁、ありがとうございます。

確かに、破産によつて迷惑をかけた取締役が続行するということは、チャンスであるとともに、ただ、そのときに、継続することによって、きちっと債権いろいろなところに返し

ていくことができるようだつたら受け入れられるのじやないかなと思つております。

次に、法務局ももちろん法務省の所管でございますけれども、全国的に統合が進んでおりまして、数が減つてきています。法務局まで行くのは遠くて大変だ、そして統合でまた遠くなつてしまつたとか、そういうことをよく伺うわけですけれども、今回の法改正で、法務局に手続に行つて手間暇がかかるていうようなことを省ける利便が感じられることが二つございます。

その一つは、取締役の任期の問題でございま

す。中小企業である株式譲渡制限会社が、これまで二年、たとえ譲渡制限会社であつても、取締役は二年ごとにかわらなきやいけなかつた。それを、今度定款で十年まで延長できるということにな

りました。

そうしますと、資本金一億円以下の中小企業の場合には、登録免許税は役員の変更登記の場合一万円かかります。現在は任期二年ですから、十年間だと、最初の一回目と、最後の十年目も入れまると六回かかる、六万円かかっちゃう。それに對して、今度のように任期十年まで延ばせるといふことになりましたら、十年間に、最初の年と十一年目の二回で済むわけでござります。法務局に行く手間が減る上に、経費も少なくて済むので、これはやはりある程度慎重にやつていかなければいけないと思います。

そういう負の要素よりも、やはり前向きの考へをしております。

これについて、法務省としてそういうような考へ方の立場に立つておるのかどうかということを確認させていただきたい。

もう一つは、起業するとき、仕事を起こすときの段階で、同一市町村に同じ商号があるかどうかに助かるところでござりますが、商号の登記がしやすくなつた。

これまで、会社をつくるうとすると、最初の登記の段階で、同一市町村に同じ商号があるかどうかを確認されていました。

業種だとか法務局から細かく聞かれたり、あるいは書き直しをさせられたりして、これは大変な手間で、これが一つの閑門になつてきました。ましてや、今あちこちで市町村の合併があるとその区域が広がるから、そのどこかにたまたま同じ商号の会社があるとつくれなかつた。

これをやめて、これから事後規制に移るということは、あそこの有名なお店の名前をまねようといふような悪質な場合だけ問題にする事後規制にするということは非常にいいことだと私は思つてゐるのですが、これまで、この登記のために書き直すということはどれぐらいさせられたり、あるいは何ヵ月ぐらい待たされたりしたか。法務局の負の部分というか、ますかつた部分はどれぐらい、どういうようなものだったのか、お伺いしたいと思います。

○滝副大臣 最初の株式譲渡制限会社あるいは同族会社の問題でございますけれども、これについては、委員御指摘のとおり、役員の変更がほとんどない、こういうことで、最長十年まで、株式譲渡制限会社についてはそういうような措置を講じたということでございます。それによつて、おつしやるよう、それなりに登記料が少なくて済むということになりますけれども、要するに、そういうふうな面倒なことを省いた、こういうことでござります。

あと、登記の、何回やり直ししたかということについては、局長の方から御答弁をさせていただきます。

厚生労働省の雇用保険特別会計というのは、以前は、サラリーマンが失業、会社の都合の場合もあるし自分の都合の場合もありますけれども、失業して次の職探しをして、次にまた会社のサラリーマンになる、それを前提につくられていましたが、私も、それ以外の場合もあるんじやないかということを随分申し上げまして、例えば、これはこの場合とちよつと違いますけれども、自営業者が廃業したりして立ち行かなくなつたときには、次の職探しの間に、これは貸し付けですか

うなことを調査することはできるわけではございません。もちろん、登記所に行かれれば、それなりの調査はできるわけでございます。

ただ、問題は、同一目的、類似商号に当たるかどうかというようなところで、これは非常に実務上も判断が難しいところでございましたので、実際に申請をされて、それが何回もやり直しをするということはございませんけれども、現実には、事前に法務局の方にお出かけになつて、これは実際にどうなんでしょうという相談をなさることがかなり多いわけでございます。そういたしますと、その相談にかかる時間とというのは相当ございまして、これはそれぞれの実情によつてどれくらいの長さかということは違いますけれども、相当な困難があつたということは言えますので、それについては、今後、手続の時間と/or>のものは省略できます。

なお、申請 자체は、法務局が、確かに統合等によつて非常に御不便をおかけする部分があるわけでございますけれども、最近はようやくインターネットで申請もできるようになりますので、その面での便宜も図るように努力してまいります。

○松島委員 ぜひ、会社を起こす人が、最初の段階で手間暇かけさせられて、もうけにも何もつながらないことに本当に苦労することがないようによろしくお願ひいたします。

衛藤副大臣にせつかくお越しいただいておりました。厚生労働省の方の質問を先にさせていただきます。

調査自体は、これは今ではインターネットでありますので、どういう商号があるかというよ

ども、生活資金の貸し付けをやつてくれるようになつたり、いろいろな改善がありました。

そしてまた、今回関係するんですけれども、会社をやめたサラリーマンが、次は就職するんじゃなしに自分が会社をつくろうといったときにどうするか。これも何とか手当をしてほしいということを私も申し上げてきました。その結果、

一昨年から幾つかいろいろな制度の改善が見られまして、そのこと自身は高く評価している次第でございます。

そのうちの一つが受給資格者創業支援助成金、言葉は難しいんですけども、五年以上雇用保険に入つて、つまり会社員をやつてきて、そして失業者の身分になつて、次は自分が会社をつくるというときに、創業にかかる費用の三分の一を支給してくれる。これはもうもらつちゃえるわけですね。上限二百万円ですけれども、支給してくれます。つまり、例えば六百万円、七百万円というようなお金がスタート時にかかつたとしたら、その三分の一で上限二百万円ですから、二百万円をもらうことができる、非常にありがたい制度がございます。

これはどんなものに使えるかというと、例えば

会社を起こすときにはすぐ困るのが、事務所の店舗を借りる、内装を整えたり、あるいは礼金とか家賃とか、そして走り回るための車が必要だ、パソコンが必要だ、チラシをつくる、パンフレットをつくる、そういう費用に、会社を立ち上げて三ヶ月以内にかかった費用をそういうふうに助成してくれるというわけでございます。

しかしながら、これがなかなかうまく使われていない。平成十六年度の予算として三十億八千万円を立てたのに対し、十七年二月まで十一カ月分ですけれども、実績額は十九億八千円、つまり三分の二ぐらいしか使われていない。平均百三十六万円、千四百六十三件利用されたわけですけれども、これはやはり宣伝不足なり使い勝手が悪い、何か問題があるんじやないか。三十億円の予算に対して、十一カ月分とはいえて二十億円ぐらい

しか使われていない。

ちなみに、これは比較としては正しくない、全然ないです。それも一時金でもらうだけなんですが、それがイコールというわけでは全然ないんです。

けれども、十六年度は、最低資本金規制の特例のけれども、会社を立ち上げることができるという臨時の措置をつくつて、一万一千六百八十一件起業されました。

もちろん、サラリーマンをやりながら土日に新しく仕事をしている、こういうのをやる人もいれば、これまで仕事をしていなかつた主婦が立ち上げる場合もあれば大学生の場合もあるので、これは別に対象者の全部じゃない、このうちのごくごく一部、ある程度、何割かの人が対象だと思うんですけれども、こういうふうに小さい会社をつくった人が一万一千件あつて、そのうちの何割かは会社をやめた人がつくついていると思われるのにもかかわらず、千四百件しか申し込みがなかつたといふのは、やはり何か問題があるんじゃないかなと思つております。このせつかくの制度をどのように広報しておられるのか、そして、宣伝不足というか宣伝下手じゃないかなということを思いましたので、御意見を伺いたい。

それで、もう一つ、厚生労働関係で新しい制度としてこういう制度がございます。これもおととしの五月にスタートしたんですが、従来ありました失業手当の支給期間内に早目に再就職した人は再就職手当という制度があります。これは早目には再就職手当という制度があります。これは早目には、例えば三百三十日受給資格があるのに、途中でさつさと次の会社を見つけて再就職したというだければと思います。

○衛藤副大臣 ただいま先生から、受給資格者創業支援助成金につきましての御質問をいただきました。

平成十五年の二月に創設されまして、自立の意欲を有する失業者の方々を積極的に支援するという制度でございます。この設立に当たりましては、先生からも積極的な御支援をいただき、提言をいただいたところでございます。

今、これにつきましては、平成十五年から具体的にスタートいたしましたので、この状況につきまして若干御報告をさせていただきますと、平成十五年度が十八億の予算で六億、そして十六年度が三十一億の予算に対し二十億というふうになつておりますので、二年目でございますけれども、順次これは上がつてきているところでございます。

そういう意味で、これを全額ずっと一定期間、三百三十日とあれば三分の一、とにかく検討しているところでございますけれども、趣旨からいつて、いま一つ定期間出すというのは難しいのかなと。しかし、サラリーマン時代にももつとちゃんと早く皆に周知できる方法はないのかなどということ。経産省初め、いろいろなところとも連携しながら周知徹底について努力してまいりたいという

いいことだと思うんですけども、これも三割だけなんです。それも一時金でもらうだけなんですが、これがいろいろな能力開発機関等が実施するイベント等において説明したり、あるいは中小企業庁と連絡をとりまして、ベンチャー企業等支援制度ガイドブックの活用によりまして、中小企業金融公庫等の金融関係の窓口等で積極的に周知しようとしますから、今まで雇用保険の受給者説明会は、給料はひょっとしたら減っているかも知れないし、額はどうかわからないけれども、これから

一応食べていくだけの給料をもらえるようになつた。だから、これで失業手当から脱したということもろがございますので、これをもつとちゃんとやれるようには頑張つてまいりたいと思っております。それで、さつき言いましたように、店開きでは、これまで仕事をしていなかつた主婦が立ち上げる場合もあれば大学生の場合もあるので、これは別に対象者の全部じゃない、このうちのごくごく一部、ある程度、何割かの人が対象だと思うんですけども、さらに、御指摘のとおり、制度の内容にかけ、あるいは、さつき言いましたように、店開きの準備を始めただけでは、とても食べていくのに足りない。

そうしたら、一時金で三割あげるんじやなくて、受給期間の間、百五十日とか二百日とか三百三十日とか、その人に応じた受給期間の間、ずっと支給し続けてあげる、あるいは五割か六割でもいいから支給し続けてあげる、生活費の足しにしてあげるということの方が性格上正しいんじやないか、そうしてあげてほしいなという気がするんですが、いかがでしょうか。あわせてお答えいただければと思います。

○衛藤副大臣 ただいま先生から、受給資格者創業支援助成金につきましての御質問をいただきました。

平成十五年の二月に創設されまして、自立の意欲を有する失業者の方々を積極的に支援するという制度でございます。この設立に当たりましては、先生からも積極的な御支援をいただき、提言をいただいたところでございます。

また、もう一点の再就職手当といつた一時金の問題でございますけれども、これは本当に松島委員から御指摘の中で、やつとこの制度を変えたわけございます。それまでは、創業いたしましても雇用が予想されるところでないとだめですよということとしていましたのを、自分で創業すれば自分がこれを受け取れますよという形に切りかえってきたところでございまして、非常に喜ばれています。また、もう一点の再就職手当といつた一時金の問題でございますけれども、これは本当に松島委員から御指摘の中で、やつとこの制度を変えたわけございます。それまでは、創業いたしましても雇用が予想されるところでないとだめですよということとしていましたのを、自分で創業すれば自分がこれを受け取れますよという形に切りかえてきたところでございまして、非常に喜ばれています。

また、御指摘のように、まだまだ至らないところがございますので、これをもつとちゃんとやれるようには頑張つてまいりたいと思っております。

<p>○松島委員 あと財務省の関係でございますが、國民生活金融公庫に新創業融資制度というのがございまして、担保がない、保証人を立てられないといった事情で資金調達できない開業者を支援している。最初のスタートのときは融資限度額が四十一件、二百七億円と伸びています。しかし、これが、条件として開業資金の二分の一以上の自己資金があることということになつております。最低資本金制度も撤廃されることでもございますし、どうかこの条件を緩めていつていただきたいなと思う次第でございます。</p> <p>そして最後に、経済産業省に質問とお願いなんですが、商法改正といふのはいろいろいい制度を含んでおりますけれども、なかなか一般の人に理解されにくい、とてもわからぬ。そしてまた、厚生労働省にいろいろな施策も打つていただきました。今私が述べましたように、國民生活金融公庫にも、スタートのときの立ち上げの融資のいい制度がございます。こういうのをやはり一本化して、例えば、各地の経済産業局、関東とか中国とかいろいろなところで、起業支援の何でも相談窓口とか、そういうのを開けないだらうか。あるいは、一括して、新しい仕事をつくっていくところで、何かやつていつていただけないかと思うのですが、いかがでしようか。</p>
<p>○山本(明)大臣政務官 わたし申し上げます。</p> <p>相談窓口というのは大変大事であります。多ければ多いほどいいわけでありまして、経済産業局につくるのも大変結構だと思いますし、いろいろな厚生労働省とか金融関係のものを一緒にした場合には、補助金の関係等もありますので、一つの経済産業局に設置するのはなかなか難しいというふうに聞いておりますし、しかも、もし設置できたとしても、九つしかありませんので、果たして中小企業がそこへ行けるかどうかという問</p>
<p>題の方が大きいというふうに私は思います。私がいつも言つておりますのは、商工会議所でいろいろな業種団体がありますので、そういった業種団体等へ行つて徹底するのが一番早く通じる、私はそのように思つていますから、そういうことが私には大事だというふうに思つています。</p> <p>○松島委員 多くというのは、実際にいろいろなところで、例えば税理士さんが全部知つていて、いろいろなところでいろいろな形で聞けるのが一番いいと思います。</p>
<p>ただ、その場合に、ぜひ皆さん各役所の方で連携をとつていただきたいのが、ばらばらで、この役所はこういうことをやつてある、この役所はこういうことをやつてある。受ける方にとっては全部情報を得て全部利用した方がいいわけでございましてから、それぞれの役所の縦割りにとらわれず、どうかパッケージとして、全体、これもあれも、そして商法改正でこんなふうに登記も易しくなつたというようなことが全部一括してわかるような、民間で本を書く人もいますけれども、もつとそういう窓口、できればそれはもちろん市町村であるのがいいんですけども、どうかそういうのを構築していくつていただきて、日本の経済がまた活力あふれるものになる、会社をつくりやすい社会になるように、私も含めてですけれども、皆さんとともに努力していきたいと思います。</p> <p>○塙崎委員長 次に、柴山昌彦君。</p> <p>○柴山委員 自由民主党の柴山昌彦でございます。</p> <p>私は、質問二回目となります。前回の質問で社外取締役についてお伺いしたところ、次の日の朝刊に、これを上場会社に必要な導入することが検討されるという記事が掲載されるなど、この委員会での質問が日本の企業制度のあり方というのをどんどん変えていつているのかなと思いま</p>

ことが今後行われて、市場原理でどんどん競争が働きしていくということになると、どれほど説得的

な材料になるのかたとしごとに疑問でござりますして、また、それを裁判所が判断して却下をするというものが本当にるべき姿なのかどうかといふこともよつと疑問なんですが、これはもしかすると野党の議員の方から指摘をされるかもしれませんので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

すけれども、親会社株主が事業子会社の役員に対して代表訴訟を起こせるような制度をつくるべきではないか。

株主が原告たる地位を承継できるというシステムはできましたですが、そもそも、初めからそうした二重代表訴訟、こういうものを認めるべきではないかという提言が浜辺陽一郎弁護士の方からなされているわけですが、これについて法務省の方ではどのようなお考えをお持ちでしようか。

○寺田政府参考人 そういうお考えというのが理論上あり得ることは、私どもも承知をいたしております。

この会社法案では、おっしゃるとおり、そのような訴訟を代表訴訟としては認めるという範囲に入れていいわけでございます。そもそも、親会社と子会社というのは法人としてはやはり別でござりますので、責任追及を親会社の株主がするということが適當かどうかということを検討するいたしますと、そもそも親会社の役員というのと一体子会社とどういう関係にあるのか、取締役、監査役、会計監査人を含めまして、すべて非常に慎重に検討してみなきやならないという問題がともとあるわけでございます。

つまり、親会社、子会社について、現在の責任追及のあり方というのは、それぞれの会社の中でのコーポレートガバナンスというものを前提にして行われているために、代表訴訟だけ一つ取り上げて親会社の権限というのを拡大するというの

は、バランスを欠くのではないかということになります。

またもう少し直接的に申し上げても、直接の利害関係にない会社の責任追及を認めるというわけでございますけれども、それはやはりそれなりの相当の重たい理由がなければならない、あるいは濫訴にならないかどうかというような別の角度からの検討も必要、そういう意味で、今回は総合的に親子会社の問題を検討するにいたっておりませんので、この問題というのも、それだけを取り上げて認めるのは難しいことでございますし、またそれ自体としてもなかなか難しい問題だというように考へているわけでございます。

なお、仮に、親会社の株主というものが損害を受けた、その損害と子会社の取締役の行為との間に因果関係が認められるということになりますと、これは申し上げるまでもないかもしれませんと、第三者に対する責任というはござりますので、その責任を直接追及していくだければいいと、いうことになるのではないかと考へております。

○柴山委員 いずれにしても、昨年、UFJ銀行

き優先株を発行したということで、銀行さんの親会社の株主が損害をこうむっているんじやないかというようなジャーナリストイックな話題を通じて、子会社のガバナンスをどうやって確保していくのかということは大きな問題点になつていて、これは疑う余地はないと思つてているわけでございます。

○寺田政府参考人 先ほども申しましたように、  
保できる such a viewpoint, from the subsidiary's perspective, to ensure compliance with regulations. Specifically, it refers to the system where the shareholder, who is the parent company, oversees the subsidiary's operations through its board members or auditors, and the subsidiary complies with regulations by referring to the parent company's standards. This is a common practice in Japan, particularly in the banking and insurance sectors.

これは原則に立ち返るわけでございますけれども、子会社のガバナンスというのは、やはり子会

社は一つの会社でございますので、その中で会社に対し 善管注意義務を負っています取締役でござりますとかあるいは監査役、そういった方々によつて確保されるべきものだらうというふうに考えております。

上げる立場にはございませんけれども、ただ、こういう子会社のガバナンスが適当でない、それにについて親会社の側で何ができるかということです。

さいますけれども、それはむしろ親会社の力不足の問題としても問題になり得るわけであります。つまり、親会社が子会社の適当な管理を怠っているということにもなりかねないわけでござります。その場合には、むしろ、親会社の株主は、親会社の取締役等の役員に対して責任を追及するということが筋ではないかと考えております。

監査役がどういうことができるかと、その具体的な御質問がございましたので、少し細かくな  
りますが申し上げますと、この新しい会社法案の規定上、親会社の株主が子会社に対してできるこ  
とは、これは裁判所の許可のもとではございませんけれども、定款の閲覧、謄抄本の交付請求が一つ  
ございますが、そのほかには、さまざま書類の閲覧書き請求権がございます。株主総会の議事  
録、取締役会の議事録、会計参与の保存する計算書類、委員会の議事録、会計帳簿等々でございま  
す。裁判所の許可ではございませんけれども、そういう閲覧請求等の情報の開示を求めることによつ  
て、何が行われているかということを明らかにすることは可能でございます。

次に、では親会社の監査役が何ができるかとい  
うことでございますが、これは、職務を行うため  
に必要があるときに、子会社に対し事業の報告  
を求めたり、子会社の業務、財産の状況を調査す

三百八十八条の三項でござります。

なれば、親会社の株主や監査役が直接に子会社の取締役の行為の差しとめができるということは、これは認められておりません。

に非常に大きなく利益をこうむらせる状況が考えられるわけですから、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 現在の商法のもとでは、おつしやるとおり、この株主総会の招集地につきまして、原則としては本店の所在地またはそれに隣接する地ということが決められておりまして、定款で別段の定めができる、こういう形での規定を置いて、有限会社については全く規定がございません。

今回、現実の問題として、多くの中小企業が株式会社のカテゴリに入ってくるということを念頭に置きまして、現実に株式会社の形態をとつておられる中小企業の方々を含めまして、いろいろな意見をお伺いいたしました。この方々の御意見というのは、この株主総会の招集地の規定がこのままであると非常に不便であるというお話をございました。

つまり、実態といたしましては、本店の所在地や隣接地外を株主総会の開催場所として用いる会社がふえている、これは大会社についても決して想定されないことではないわけでございまして、会場をわざわざお借りになつて株主総会をお開きになるということもあり得るわけでございます。こういたしますと、一体どっちを原則にするのかという問題でございまして、私どもの方は、多くの会社の存在ということを念頭に置きまして、原則は自由、しかし、おっしゃるとおり、株主のことを十分お考えになつて一定の場所で招集すべきであるというポリシーをおとりになる株式会社にとつては、定款でそのことをお定めになるべきである、こういう方針を今回とつたわけでござります。これによつて御不便が解消されると同時に、そういうポリシーを明らかにされる会社にとってもある種の解決方法になるだらうというふうに思うわけでございます。

会社法案がどうなっているかということは前回御説明を申し上げました。

これについての考え方でございますが、おつしやるとおり、プロフェッショナル、ある種の職業倫理にある者ということで会社に対してより重たい責任を持つという考え方があり得ないわけではないと私も思うわけでございます。しかし、会社に対する関係としては、仮にプロフェッショナルで別にプロフェッショナルでない方であろうが、結局、会社に対してどういう義務を負うかという面では、その重要性において優劣をつけがたいものがあると私どもは考えるわけでございます。

むしろ、会計監査人が専門家としてどういう責任を負うかということは、その会社に対してではなく世の中一般に対し負っていた大たいとうふうに考えるものでございまして、これは、公認会計士法上のさまざまな責任、懲戒処分を受けられるということを含めましてさまざま責任のをむしろ公認会計士として負っていた大くどうのがこの場合の問題解決の筋ではないか、こう考えたもので、今のような規定ぶりにしているわけでございます。

○柴山委員 会計監査人と同じような話ですけれども、今度、監査役も権限についてはいろいろ意見直しがされていると思っております。取締役会がある場合と取締役会がない場合、それぞれ監査役の業務監査権限これがどのようになつていてかということをお伺いしたいと思います。

ちなみに、今小会社では、監査役の権限というのは、先ほど出た会計監査人と同様、会計監査人負け負担するという仕組みになつてゐるわけですねけれども、今度の新しい会社法では、それぞれの今社について監査役の業務監査権限というのはどのようになつてゐるのでしょうか。

○寺田政府参考人 監査役につきましては長い歴史があるわけでございます。戦後すぐ、あるいは不正事件が相次ぎました昭和四十年代、五十年代

ということで、現在 それらを通じまして監査特例法もできた関係で、その監査特例法上の大会社とその後つけ加わりました中会社については業務監査権限があるということをございますが、それに対して小会社については会計監査権限のみござります。つまり、そういう一対一の対応をこの業務監査権限についてははしているわけでござります。

これに對しまして会社法案では、それぞれの会社の規模というものと監査役の業務監査権限といふものが、こういう言つてみればワンパートナーの一対一の対応というものが必ずしも今の会社の実態に合わないのでないか、むしろ会社御自身でそれを選択していただけた、選択の幅というのを広げるべきではないかという考え方でござります。

したがいまして、資本金の額にかかわらず監査役というのは原則として業務監査権限を持つということにいたしております。三百八十九条でござります。

これに對しまして、非公開会社については、もし会社の方でそういうチョイスをなさつて定款でお定めになれば、監査役の権限というのを会計監査権限だけに限定するということができるようになるわけでござります。三百八十九条でござります。

ただ、その場合には、では今度はどなたが監督権限で欠けるものを補うかということになりますと、考え方は、当然、中小企業で、株主の方が権限を持つということになるべきであります。したがいまして、監査役が会計監査権限しか持っていない会社においては、株主によつて違法行為の差し止めというのをより広く認めて、取締役会の招集権ですとか出席権というものを株主に与えるといふことで、株主によるガバナンスというものをより重視していく。会社の規模でのワンパートナ

いただける、そういう格好にいたしたわけでもございません。

○柴山委員 ありがとうございます。  
続きまして、株式の関係の質問に移りたいと思  
います。

自己株式の取得なんですが、近年、非常に緩和  
をされてきているということで、今回の改正で  
も、株主総会の定時総会に限らない、普通決議に  
よつて一定の範囲、種類、数、そして一年を超え  
ない範囲内の買い受け期間というものを決議すれ  
ば、その範囲内で自由に買い受けということがで  
きるようになるわけですけれども、これは、従来  
自己株式の取得の弊害として言われてきた株主の  
平等ですとかあるいはインサイダー取引の危険と  
か、そういうものを増幅させるものではないかと  
思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、この自己  
株式の取得の問題につきまして、さまざまなか  
機はございましたけれども、基本的に自己株式と  
いうものの取得を拡大してきたという歴史がござ  
います。結局のところ、自己株式の取得によつ  
て、会社の財産がどうなるかということと同時に、  
株主間の平等その他をどうするかというさま  
ざまな考慮をしてこの間拡大をしてきたわけでござ  
ります。

今度の会社法案においても、自己株式の取得に  
ついては、これまで授権する決議というのを、  
定時株主総会でしかできなかつたところを、臨時  
の株主総会でもできるようにするということで、  
チャンスを広げるという部分はございます。

しかし、この問題については、今委員も御指摘  
のとおり、むしろ株主間の不平等ということにつ  
いてより神経をとがらすべきであるという声が強  
いわけでございまして、そういう声に応じまし  
て、今回は、その取得条件、自己株式を会社が取  
得する条件の均等決定というものを義務づけると  
いう規定を新たに置くことにいたしております。  
百五十七條の三項でございます。それとともに、

総株主に、全部の株主に売却機会の確保のための通知、これも義務づけるようにしているわけでございます。つまり、自分が知らない間に、ある種の人だけが会社に株を取得されるということの不平等感というものをなくそう、そういうねらいでございます。

したがいまして、一面では確かに、総会のチャンスを広げたわけでございますから、より自己株式にとっては便利になつた面もあるわけでござりますけれども、株主の平等原則の観点からいふと、むしろ今回は厳しくなつたということが言えようかと思います。

次に、インサイダー取引でございますけれども、これは、具体的な市場からの買い取りの注文というのは代表取締役が決定するところでござりますので、どういうタイミングでどうするかということについて、特に新たにチャンスをふやしからインサイダーの危険がふえたというのではございません。もともと、代表取締役がどういうタイミングで行うかによってインサイダー取引の危険が生ずるかどうかということについては、インサイダー取引についての規制自体でやはり対処していくなかなければならない問題だらうというふうに思つてございます。

受けることはないだろう、むしろ別の対処方法にゆだねる、そういう考え方でございます。

〔委員長退席、田村（憲）委員長代理着席〕

○柴山委員 今、別の規制というお話をありましたので、そのあたりですね。要は、代表取締役が自己株式の取得を行える範囲が広がつたということで、この点、証取法で何らかの手当てが新しくなされているのかどうかということについて、ちょっとと金融庁の方にお伺いしたいと思います。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思います。

証取法におきましては、百六十六条というところでインサイダー取引の禁止を規定しておるんすけれども、その同条第二項におきまして、自己

株式の取得をインサイダー取引の重要な事実として規定しているところでございます。したがいまして、上場会社の役員等の会社関係者や第一次的な情報受領者というものが、自己株取得の決定の事実を知りながら、その事実が公表される前に当該上場会社の株式等の売買を行えばインサイダー取引に該当することとなりまして、自己株取得によるインサイダー取引を防止する規定は既に措置されております。

これがありましたのは、十三年に金庫株を解禁したときに、いろいろなまたリスクが高まるだろうというところで既に手当しているところでございまして、今回の会社法改正に伴う改正は行つておらない、もうそのときに既に措置しておるというふうに考へているところでございます。

○柴山委員 しっかりと運用をしていただけたら

続きまして、株式の消却についての御質問です。従来、利益による株式の消却ということを行つた場合には、必ずその株主の同意がなければいけないので、制度設計あるいは学説になつていたと思いますが、今回、株式の消却一〇〇%減資の場合はそのほか、どのような変更点がなされているでしょうか。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、現行法においては、株式の消却というのは二つのタイプがございました。一つは、発行されている株式といふを、発行会社が取得することなく、株主の手元にありますので、今までこれを消却するということを決めるわけでございます。これが商法二百十三条等に規定されているわけでございます。これに対しまして、発行会社が一たん取得して、取得済みの自己株式というのを消滅させる消却、自己株式の消却というのが二百十二条に規定されているわけでございます。

その関係を整理いたしまして、消却といふことの意味は、これは会社が自分の手元にある株式を消却させることで、株主の手元にあるまま

で消却が起きることはないという整理をいたしました。逆に申しますと、今まで強制消却をしていた部分というのは、一たん会社が株式を取得しておられる形にして、それを消却するということです。これは、株主の手元に置いたままで自己株の形にして、それを消却するということです。これがあります。これは、株主による経営チェックというものが実を知りながら、その事実が公表される前に当該上場会社の株式等の売買を行えばインサイダー取引に該当することとなりまして、自己株取得によるインサイダー取引を防止する規定は既に措置されております。

これがありましたのは、十三年に金庫株を解禁したときに、いろいろなまたリスクが高まるだろうというところで既に手当しているところでございまして、今回の会社法改正に伴う改正は行つておらない、もうそのときに既に措置しておるというふうに考へているところでございます。

○柴山委員 しつかりと運用をしていただけたら

続きまして、株式の消却についての御質問です。従来、利益による株式の消却ということを行つた場合には、必ずその株主の同意がなければいけないので、制度設計あるいは学説になつていたと思いますが、今回、株式の消却一〇〇%減資の場合はそのほか、どのような変更点がなされているでしょうか。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、現行法においては、株式の消却といふを、発行会社が取得することなく、株主の手元にありますので、今までこれを消却するということを決めるわけでございます。これが商法二百十三条等に規定されているわけでございます。これに対しまして、発行会社が一たん取得して、取得済みの自己株式といふを、発行会社が取得するという株主総会の特別決議をするわけでも、つまり全部取得条項つきの種類株式ができた上で、今度、その全部取得条項つき株式といふを取得するという株主総会の特別決議をするわけになります。それと同時に、現在行われているように新株の発行を行えば、一〇〇%減資と同様の法律関係になるわけでございます。この場合に、株主総会の特別決議が行われる際には、反対株主には取得価格の決定請求権というのがあるわけでございます。

そのような形で、今後も、一〇〇%減資に伴つて、同時に新株を発行するということが一回のチャンスでできるわけでございます。

○柴山委員 ありがとうございます。

株式の質問を続けますが、今、株式の譲渡制限会社において議決権を制限する株式というものが発行可能なわけですが、その発行限度を撤廃するという定めになるかと思いますが、こうした譲渡制限会社というのは、特に取締役会がない会社の場合、株主による経営チェックというものが必要なわけですから、そのような場合に株主のチェックが弱まってしまうのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 これも会社の実態によるわけでございます。

現行法においては、すべての株式会社について、議決権制限株式の発行限度というのを二分の一とすることで定めているところでございます。

これは、もともと株式会社というのは公開を前提にいたしておりますが、多数の株主の間で、しかもそれが入れかわる可能性がある株主の間で株式が持たれている状態というのを念頭に置きました。これは、株主総会の特別決議と種類株主総会の決議でできることになります。もちろん、これに反対される方については買い取り請求権がこの際に生じるわけでございます。その上で、つまり全部取得条項つきの種類株式ができた上で、今度、その全部取得条項つき株式といふを取得するという株主総会の特別決議をするわけになります。それと同時に、現在行われているように新株の発行を行えば、一〇〇%減資と同様の法律関係になるわけでございます。この場合に、株主総会の特別決議が行われる際には、反対株主には取得価格の決定請求権というのがあるわけでございます。

<p>なりに慎重に考えていかない面もござります。しかし、そういう会社においては、むしろ出資者、株主がどういうガバナンスを行うかと、それを直接考えるべきところでありまして、法制の上で議決権の制限を行うか行わないかによる規制を設けて、不特定多数の株主を相当数置いておくということを強制することによってガバナンスを確保するというのは、そういう会社の実態に合わない場面が多いのではないかというふうに考えられます。</p> <p>したがつて、法律で一定の制限をかけるのはむしろやめまして、それぞれの会社におきましては、株主によつておやりになることをお決めいただく、そういう考え方に基づいているところでございま</p> <p>○柴山委員 個人的には、そういう議決権が制限されているような会社で、かつ、取締役会がない場合には、監査役の設置を義務づけるべきではないかなというように私は思つておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思つております。</p> <p>続きまして、次の質問なんですが、基準日の関係でお伺いしたいと思います。</p> <p>基準日、要は株主たる地位の確定の基準の日なんですねけれども、それ以降に登場した株主について、これを会社の側から任意に株主と認めてよいかどうかということと從来から非常に大きな学説上の対立があつたところなんですが、今回、特定の株主についてのみ基準日後の株主たる資格を認めることができることになったわけです。</p> <p>このような扱いが、株主平等原則との関係から、取締役会の恣意的な運用を招くのではないかといふ批判が当然あるところなんですが、これについてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>○寺田政府参考人 この規定は、もともと、基準日を設けて、そこで会社に対し議決権を有する株主というのを確定するという仕組みになつてゐるわけでございますが、この基準日以後、例えば組織再編、合併等が行われまして新たに株主にな</p>
<p>る、なり得る者が出てきた場合に、その株主を会社として株主として認めていいのかどうかという問題があるわけでございます。これを一切だめとすることにいたしますと、むしろ会社にとりましては非常に組織再編等がやりにくくなるという影響も出てくるわけでございまして、それについて何らかの手を打つてほしいというのがむしろ実務界の要望であったわけでございます。</p> <p>今回、会社法のこの百二十四条の四項というところで、基準日後に株式を取得した者についても議決権を使用することができるということの可能性を広げたわけでございます。</p> <p>もちろん、この場合に一部の者については認められるけれどもその他の者については認めないといふ扱いをされる懸念がおつしやるとおりあるわけでございます。もともと会社法においては、今度新たに株主平等原則を明文化したわけでございまして、この株主平等原則はこの場合にももちろん働くわけでございます。したがいまして、この株主平等原則に違反する扱いというものは許されないわけでございまして、例えは、同一の新株発行によつて株主になつた者のうち、一部の者だけをこの基準日以後の株主ということで株主として会社側が認めるというようなこと、これは許されないことがいまして、この場合はむしろ、明文化された株主平等原則がきいてくるということを御理解いただきたいところでござります。</p> <p>○柴山委員 ありがとうございます。</p> <p>時間がございませんので、その他の部分についての質問に移りたいと思います。</p> <p>今回、社債についてもかなりさまざまな改正がなされているわけですが、社債管理会社の責任、これについて大分強化の方向で見直しが行われたというよう承知しておりますが、具体的にどのような違いが生じているのか、お聞かせいただけます。</p> <p>○寺田政府参考人 社債発行会社がデフォルトに陥る事例というのが最近出てきているわけでござります。</p>
<p>います。そういう場合に、今まで社債発行会社に対して貸付債権等の債権を有する社債管理会社と実際の社債権との間に利益相反が先鋭化するという事態が現実に生じているという指摘がされてゐるところでございまして、平成五年に社債についていろいろ見直しをいたしましたが、その後、こういう社債発行会社あるいは社債の管理者というものをどう見るかということについて重大な変化が生じているという認識は私どもも持つていただきます。</p> <p>会社法をつくる際に、このことを念頭におきまして、むしろ社債管理会社の責任というのを重くしようという方針がとられまして、社債発行会社に支払い停止等の事態が生じたときの前三ヶ月間にされた社債管理者の債権の弁済の受領等について誠実義務違反の立証責任の転換等において社債管理者の責任を強化するという今の規定について、さらに次のような措置をとつてあるところでございます。</p> <p>一つは、社債発行会社に支払い停止等があった後にされた債権の弁済の受領についてもこの規定の対象にいたします。立証責任の転換が起こるわけでございます。二番目は、社債管理者自身のみならず、その親会社、子会社等の社債管理者と特別の関係がある者の行為もこの規定の対象にするというところでございます。三つ目は、社債管理者の行う相殺もこの規定の対象にするということです。これらがいまとしてござります。</p> <p>○柴山委員 管理会社の責任の強化ということについては、私は賛成をしたいというように思つております。</p> <p>時間もございませんので、その他の部分についての質問に移りたいと思います。</p> <p>今回、社債についてもかなりさまざまな改正がなされているわけですが、社債管理会社の責任、これについて大分強化の方向で見直しが行われたというよう承知しておりますが、具体的にどのような違いが生じているのか、お聞かせいただけます。</p> <p>○寺田政府参考人 社債発行会社がデフォルトに</p>
<p>ております。ただ、それ以外にも世界各国さまざま買収防衛策というものがあるというように承認をしておりますが、ボイズンビルあるいは黄金株といつたもの以外の諸外国での買収防衛策について、これは企業価値研究会、経産省の方で研究されていると思うんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>ヨーロッパの各国における防衛策の状況でございますが、これは国によりまして異なつているようです。</p> <p>まず、イギリスでございますが、これは入り口段階でございますが、これは入り口段階でござります。イギリスでございますが、これは入り口段階でござりますが、全部買い付け義務を課しておりまして、全部買い付け義務を課しているところでございます。したがいまして、部分買収は禁止といたしましたが、これは国によりまして、強圧的な買収を行なうということになつております。</p> <p>ヨーロッパの各國では、イギリスでございますが、これは入り口段階でござります。ただし、イギリスにおきまして、各企業自身がアメリカのように自由な防衛策をとるということは原則禁止をされているというふうに承知しております。</p> <p>ドイツでは二〇〇二年に企業買収法を制定しております。これで新たな防衛策の体系を定めているところでござりますが、ここでも入り口段階はイギリスと同様に公開買い付け規制を厳しくしておりまして、強圧的な買収を行いにくくする措置を講じているところでございます。これに加えまして、イギリスとは異なりますが、監査役会の承認があれば、それぞれの会社が独自で防衛策を採用することも可能となります。</p> <p>そのほか、北欧の各国、それからフランス、オランダ、こういったわゆるヨーロッパの大陸諸国におきましては、黄金株や複数議決権株式といった種類株式が活用されておりまして、これらの国では、一株一議決権の原則に従う企業は三割に満たないという調査もあるようでござります。</p> <p>このように、ヨーロッパの各國では各國がそれ独自の防衛策の体系を持つてゐるわけです</p>

が、E Uで、E U全体でM アンド Aの市場を適正なものに形成するために、各國の企業買収に関するルールを統一しようという試みが行われているところでございます。

二〇〇四年、昨年でございますが、E Uの企業買収指令がまとまりまして、加盟国に対しまして、共通ルールとして全部買い付け義務が強制されることになつておるようでございます。一方で、企業がみずから講じる防衛策、これは原則禁止とはされておりますが、各國の事情に応じて選択制とされているということのようでございます。

○柴山委員 極めて貴重な御指摘だつたと思います。要は、ボイズンビルとか黄金株のような、各会社で個別に買収防衛策をとることに対しでは、少なくともヨーロッパ諸国の中では法制度の上では後ろ向きのスタンスであるのかなというような認識でございます。

ただし、一般に、敵対的買収を行う際に、それはきちんと公平な買収でなければならない。経営権をある程度握った上で、残りの株主さんたちに

対してより劣悪な条件で買いたきをするという強圧的な買収というものは、やはりこれは規制をしていかなければいけないのではないか。全部買付義務というお話をありましたけれども、そ

ういうような方向で日本でも検討を進めなければいけないと私は思っております。

そこで、これは会社法のみならず証取法の分野にもまたがる問題だと思いますので、今の全部買付義務、あるいはちまたでスクイーズアウトとかあるいは買収におけるT O Bのルールの改正について、金融厅に現在の検討状況をお伺いしたいと思います。

○振角政府参考人 それでは、金融厅の方からお答えさせていただきたいと思います。

先生が御指摘されましたように、企業買収に関連した証取法に関連する制度としては、公開買付制度、いわゆるT O Bがございます。

金融厅としましては、企業の合併、買収、いわゆるM アンド Aをめぐつていろいろ活発な議論が行われているわけでございますけれども、この全株買い取り義務の問題、あるいはスクイーズアウトの問題は議論をしてまいりました。

議論はしてまいりましたけれども、これは賛否両論がありまして、なかなか決着のつかない問題なんですね。特に、基本的な認識としては、全株買い取り義務とスクイーズアウトはワンセットで、なつかなか法制度としては導入しなければならない、そういうような共通認識はできているようでございますけれども、さて、それでは全株買い取り義務というものを認めようとする。何か、一律に、画一的に認めるのはいさかかどうだろうか、やはり例外事項なんかも設ける必要があるんじやないだろうかなど、こういう議論がございまして、そういうふたごとに大きな流れの中で、投資全体を横断的に機械的に規制する投資サービス法に改組することを念頭に置きまして幅広い議論が行なわれているところでございますけれども、先ほど言いましたような観点から今議論が行われているところが現状でございます。

○柴山委員 検討を進めていただきたいと思います。特に、今申し上げたスクイーズアウトというの、買収者に、一定以上の株式を取得した場合に、合併と同じように、要は、全部買う、残りの株式についても取得をして、少数者は対価のみを補償する、いわゆる締め出しの制度なんですが、これについても、円滑な合併と比較して、M

アンド Aの推進ということについては検討に値する制度ではないかなと思います。

これについては、証取法なのか、あるいは会社法なのか、ちょっと所管が明確でない部分がありますが、法務省、副大臣にこのような制度についてどのようなお考えかということについてお伺いしたいと思います。

○振角政府参考人 お答えさせていただきたいと思います。

これは証取法の世界なのか、あるいは法務省の商

法上の問題なのか、境界があいまいでございますけれども、少なくとも法務省所管の法制度でありますように研究会が行われてまして、五月を途中に企業価値防衛指針が策定される見込みが示されたという中で、防衛策の早期導入について検討を進めている企業もあるというふうに聞いています。

そういうような状況を踏まえまして、こうした個別の敵対的買収防衛策の導入に際しましては、投資者保護上問題が生じかねない事態も想定されるということで、二十一日に、先生御指摘のように、東京証券取引所から上場各社に対しまして、金融厅における検討もござります。そういう方針としては、防衛策の発動、解除及び維持条件が透明でないこと、三番目としましては、買収者以外の株主、投資者に不測の損害を与える要因を含むものでないこと、第四番目としては、議決権行使による株主の意思表示が機能しないこととなるようなスキームでないことという四点の留意事項を定めているところでございます。

金融厅としましては、複数の上場会社が株主総会に向けて防衛策を検討している中で、自主規制機関として東京証券取引所が投資者保護の観点からこのような留意事項を上場会社に通知することは、時宜を得た対応であるというふうに評価しているところでございます。

一連のライブドアの事件をきっかけに過剰な防衛策というものが講じられるのではないかという懸念が一部には出ておりまして、これに対して対応したものだというように承知しているんですけれども、その大まかな内容と、こうした東証の処理についての御感想というのを最後に金融厅にお伺いしたいと思います。

○柴山委員 今回の会社法改正は、会社法のみらず、さまざまな隣接、関連する法律にも影響を与える非常に重要な改正だと思つております。きよう準備した質問は本当はまだたくさんありますけれども、同僚あるいは野党の先生方に

思います。

基本的な趣旨は先生がおっしゃったとおりでございまして、敵対的買収防衛策につきましては、ライブドア事件以降、いろいろな報道等もありますし、さらに、先ほど法務省からお話をありましたように研究会が行われてまして、五月を

しつかりとこの法案についての御質問をお願い申し上げて、私からの質問を終わりたいと思いま

す。どうもありがとうございました。

○田村(憲)委員長代理 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

まず、代表訴訟についてお尋ねしたいと思う

ですが、現行法では代表訴訟を提起できる場合の制限規定というのではないわけであります。

では八百四十七条一項一号、二号で、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益

を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合」は、だめだ、第一号、二号は、「責任

追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもつて予想される場合には、この訴えの提起はできない、この制限規定を設けておりますけれども、ただ、從来、こういう事例に該当する場合は、訴権の濫用

ということで、訴えの却下ということですと判例法上処理されてきたというふうに思つておるんです

が、新法で改めてこの制限規定を明文化した理由についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 この代表訴訟は、株主というものの会社の機構上における立場というのが、ある程度の制約があるのが現実である。したがつて、どちらかというと取締役等に会社の運営そのものを任せざるを得ない。しかし、最後のチェックは株主がするという趣旨で戦後設けられて、大変訴額の計算上も訴える側に便宜な制度に変わつて現在に至つてはいるわけであります。

その過程で、おっしゃるとおり、これを余り本来の目的でない目的に利用される方について、会社の側からも、あるいは社会一般からも、そういうことでこの制度が悪用されるということはやはり避けるべきであるという御意見が非常に出てまいりました。裁判所は、それについて、おっしゃるとおり、具体的には権利濫用の一つでござります訴権の濫用という構成でこういう権利の主張を

はねてきた、こういう経緯がございます。

しかし、今度新たに会社法案をつくるに当たりまして、やはりこの株主代表訴訟というのも本来

の目的のために使つていただき、そのためには、これが機能するということを重視したいという考

えがございまして、そういう立場からは、権利濫用に当たるものただ一般条項として権利濫用に

しておくということではなくて、裁判所にとつて

は八百四十七条一項一号、二号で、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益

を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目

的とする場合」は、だめだ、第一号、二号は、「責任

追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもつて予想される場合には、この訴えの提起はできない、この制限規定を設けておりますけれども、ただ、從来、こういう事例に該当する場合は、訴権の濫用

ということで、訴えの却下ということですと判

例法上処理されてきたというふうに思つておるんです

が、新法で改めてこの制限規定を明文化した理由についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 この代表訴訟は、株主というものの会社の機構上における立場というのが、ある程度の制約があるのが現実である。したがつて、どちらかというと取締役等に会社の運営そのものを任せざるを得ない。しかし、最後のチェックは株主がするという趣旨で戦後設けられて、大変訴額の計算上も訴える側に便宜な制度に変わつて現在に至つてはいるわけであります。

その過程で、おっしゃるとおり、これを余り本

來の目的でない目的に利用される方について、会

社の側からも、あるいは社会一般からも、そういう

ことでこの制度が悪用されるということはやはり避けるべきであるという御意見が非常に出てまいりました。裁判所は、それについて、おっしゃるとおり、具体的には権利濫用の一つでござります訴権の濫用という構成でこういう権利の主張を

○寺田政府参考人 おっしゃるところ、担保提供というのも、濫訴を防ぐ一つの手段としてこれまで認められてきて、現実に一定の機能を果たしています。

しかし、御指摘のとおり、担保提供というのはそれが機能するということを重視したいという考

えがございまして、そういう立場からは、権利濫用に当たるものただ一般条項として権利濫用に

しておくということではなくて、裁判所にとつては八百四十七条一項一号、二号で、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益

を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目

的とする場合」は、だめだ、第一号、二号は、「責任

追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもつて予想される場合には、この訴えの提起はできない、この制限規定を設けておりますけれども、ただ、從来、こういう事例に該当する場合は、訴権の濫用

ということで、訴えの却下ということですと判

例法上処理されてきたというふうに思つておるんです

が、新法で改めてこの制限規定を明文化した理由についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 この代表訴訟は、株主というものの会社の機構上における立場というのが、ある程度の制約があるのが現実である。したがつて、どちらかというと取締役等に会社の運営そのものを任せざるを得ない。しかし、最後のチェックは株主がするという趣旨で戦後設けられて、大変訴額の計算上も訴える側に便宜な制度に変わつて現在に至つてはいるわけであります。

その過程で、おっしゃるとおり、これを余り本

來の目的でない目的に利用される方について、会

社の側からも、あるいは社会一般からも、そういう

ことでこの制度が悪用されるということはやはり避けるべきであるという御意見が非常に出てまいりました。裁判所は、それについて、おっしゃるとおり、具体的には権利濫用の一つでござります訴権の濫用という構成でこういう権利の主張を

らない。そもそも、違法行為についてもそうでもありますし、訴える経緯についてもそういうことがあります。また、現行法では、会

まで認められてきて、現実に一定の機能を果たすためには、担保提供というものは、会社に対する提訴をしないと判断しても、

それが機能するということを重視したいという考

えがございまして、そういう立場からは、権利濫用に当たるものただ一般条項として権利濫用に

しておくということではなくて、裁判所にとつては八百四十七条一項一号、二号で、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益

を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目

的とする場合」は、だめだ、第一号、二号は、「責任

追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもつて予想される場合には、この訴えの提起はできない、この制限規定を設けておりますけれども、ただ、從来、こういう事例に該当する場合は、訴権の濫用

ということで、訴えの却下ということですと判

例法上処理されてきたというふうに思つておるんです

が、新法で改めてこの制限規定を明文化した理由についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 この代表訴訟は、株主というものの会社の機構上における立場というのが、ある程度の制約があるのが現実である。したがつて、どちらかというと取締役等に会社の運営そのものを任せざるを得ない。しかし、最後のチェックは株主がするという趣旨で戦後設けられて、大変訴額の計算上も訴える側に便宜な制度に変わつて現在に至つてはいるわけであります。

その過程で、おっしゃるとおり、これを余り本

來の目的でない目的に利用される方について、会

社の側からも、あるいは社会一般からも、そういう

ことでこの制度が悪用されるということはやはり避けるべきであるという御意見が非常に出てまいりました。裁判所は、それについて、おっしゃるとおり、具体的には権利濫用の一つでござります訴権の濫用という構成でこういう権利の主張を

資料が全部会社側にあって株主は何もないというものが、今まででも一番困ったことがありました。今回、このような制度ができることによって、大分助かるなという気持ちはします。

さらに、この八百四十七条四項のほかに、新法で、原告となる株主が証拠を収集できることによって、大うふうな措置を講じているところがあらば教えてもらいたいと思います。

○寺田政府参考人 今申し上げました新しい通知の仕組みのほかに、証拠収集の方法として一番考えられますのは、株主の書類の閲覧請求権でございます。これは現行法にもあるところでございます。すなわち、株主総会の議事録、取締役会の議事録あるいは会計帳簿、これらについて株主が閲覧請求権を持つていています。

ただ、現行法のもとにおいて、これらの書類の閲覧権は、基本的には株主総会の存在を前提として、株主総会において議決権を持つていて、これらによる議決権を持つていて、これらによる議決権を持つていて、これが現行法にもあるところでございます。すなわち、株主総会の議事録、取締役会の議事録あるいは会計帳簿、これらについて株主が閲覧請求権を持つていています。

しかししながら、株主によるチェックということを考えた場合に、議決権の有無によって差別を設けるというのは適当ではないだろうという考え方から、新しい会社法案においては、議決権のない株主であっても、一定数以上の株式を保有するというものがあるというふうに構成を変えていくところでございます。

もう一つは、裁判所が申し立てあるいは職権で訴訟の当事者に対して会計帳簿の提出を命ぜるという制度がございますが、これは現在の商法の三十五条の商業帳簿提出命令といふものを会社法において受け継いでいるということになるわけができるということになるわけでございます。

○漆原委員 ありがとうございました。

原告適格について若干お尋ねします。

代表訴訟の係属中に株式交換が行われたため原

告株主が適格を否定されたというふうな判例がありますが、この点については、新法はどのように改正を行っておりますでしょうか。

○寺田政府参考人 これは実務上は、現行法の不備として一つ指摘されてきたところであります。

現行法のもとでは、原告株主が株式交換によって完全親会社の株主となりますと、もとの会社の株主という立場がなくなりますので原告適格を失う、こういう考え方がありまして、現にそのような裁判例もあるわけでございます。

しかしながら、完全親会社の株主として、代表訴訟の結果について、間接的ではありながら、もともと株主であった立場もありながら、そのような訴訟活動がすべて無に帰してしまうというのはいささかどうかという御批判があつたところでございます。

そこで、新たに、株式交換等によりまして原告株主が完全親会社の株主になつた場合でも原告適格を失わない、こういう規定を設けたわけでございます。このようなことで先ほどの御批判というのは避けられるというふうに考えております。

しかしながら、合併時に株主であつた者は、総会の承認決議等の合併手続に関与して、自分の保有株式について変動の影響を直接受けた者でありますから、株主としての地位を失つたかどうかにかかわらず、この場合には自己の固有の利益として、合併の瑕疵そのものは主張できて当然ではないかという考慮がなされ得るところであります。

特に、今度の新しい会社法案においては、合併対価の柔軟化によりまして金銭交付合併が行われるわけでございまして、その場合にはやはり合併結果、合併によつて原告である株主に金銭が交付される場合もあるわけでございますが、その場合の株主の適格はどうなるのか、教えてもらいたいと思います。

○寺田政府参考人 この場合も、おつしやるとおり、現行法では、株主ではないということで代表訴訟の追行が否定されるところでございます。

会社法案では、原告が組織再編により完全親会社の株主となつた場合、引き続き訴訟の追行を認めることによって金銭を受け取つた株主にも当該合併自体の瑕疵を争わせないと、これは、そのものの原因が合併にあるところでございますので、おかしいのではないかということになるわけでございます。

そこで、合併無効の訴えの提訴権者につきましては、そもそも合併をする会社の株主等であつた者を含めまして、現在株主であるかどうかということとは無関係に合併の適否、有効無効というこの訴訟についての原告適格を認める、こういう手当てをいたしているところでございます。

○漆原委員 日本版LSCと言われております合会社においては株主代表訴訟のようなものはあるのかないのか、また、なければその理由をお尋ねします。

○寺田政府参考人 日本版LSCと今おっしゃいますので、先ほどの親会社の株主としての立場をましました合同会社でございますが、これはそもそも会社の執行担当者と出資者というものの区別がないのではないかという考慮から、この場合は、代表訴訟の勝敗によって自分の権利は影響を受けないのではないかということで原告適格を認めないということにいたしているところでございます。

○漆原委員 もう一つ、合併無効の訴え等の途中で株式交換が行われた場合、原告である株主の原告適格についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 これもなかなか難問でございます。現行法では、解釈上は、やはり株主の地位がない以上は原告適格を失うという見解が有力であります。

しかしながら、合併時に株主であつた者は、総会の承認決議等の合併手続に関与して、自分の保有株式について変動の影響を直接受けた者でありますから、株主としての地位を失つたかどうかにかかわらず、この場合には自己の固有の利益として、合併の瑕疵そのものは主張できて当然ではなくかという考慮がなされ得るところであります。

特に、今度の新しい会社法案においては、合併対価の柔軟化によりまして金銭交付合併が行われるわけでございまして、その場合にはやはり合併結果、合併によつて原告である株主に金銭が交付される場合もあるわけでございますが、その場合の株主の適格はどうなるのか、教えてもらいたいと思います。

○漆原委員 時間の関係上、取締役の責任は後回しにしまして、企業防衛のことについてお尋ねしたいと思います。経済産業省にお尋ねしたいと思ひます。

ただ、今申し上げた代表権を有しない社員といふのを設けることが可能になつております。企業の場合は六百二条で株主代表訴訟に準じた仕組みというものが当てはまる、こういう構成になつております。

ただ、今申し上げた代表権を有しない社員といふのを設けることが可能になつております。企業の場合は六百二条で株主代表訴訟に準じた仕組みというものが当てはまる、こういう構成になつております。

そこで、ライブドアによるニッポン放送株の買収を契機に、敵対的買収からいかにして企業を防衛するかといふ議論が活発に今されております。企業の側も、六月の株主総会での防衛策の導入のため真剣にその方策を研究していると聞いております。

敵対的買収に対する防衛策として企業が新株予約権を用いたボイズンビルを導入する場合に、防衛を目的に発行される予約権が一種の含み益を有するため、条件によつては発行時とか発動時などに課税される可能性があると言われております。

防衛策をとつたときに課税関係が生ずるようでは安心して導入することはできないわけでありまして、SPC方式による信託方式はどうなんだろうか、あるいは全株主に割り当てるニレコ方式はどうなのかな、ある程度類型化をして株主や企業に示す必要があるのではないかというふうに思つておりますが、経済産業省では、この点について財

務省と検討中と聞いておるところでありますけれども、検討内容、進捗状況、またその検討結果の公表のめどについてお尋ねしたいと思います。

○舟木政府参考人 ライツプランに関する税制の御質問でございます。

ライツプランに関して、現行税制上の取り扱いにつきまして企業の関心が非常に高まっているというふうに私どもも認識をしているところでございます。このため、経済産業省としまして、現在税務当局と本件の取り扱いにつきまして検討を行つておるところでございます。私どもの方からライツプランのある程度の類型を税務当局に示しまして、それに応じて税務当局の方で具体的なそれに対する課税の関係を検討しているところでございます。

近日中には税務当局からある程度の方向性が示されるものと考えておるところでございます。

○漆原委員 大体どのぐらいの類型化を考えていらっしゃるのか。

もう一つ、連休前に発表される予定なのか、連休直後なのか、その辺を、わかる範囲で結構ですから教えてください。

○舟木政府参考人 類型と申しますか、企業価値研究会で公表させていただきました論点公開に、株主総会の議決を経まして、信託方式を使ってライツプランを発効するやり方でありますとか、それから事前警告型と呼んでおりますが、平時は事前警告にとどめまして有事に実際の発効を行うやうな方とか、そういうものが具体的にはあるのかなと思っておりまして、税務当局とも、その考え方される可能性なものにつきまして類型化をして検討しているところでございます。

タイミングでございますが、私ども、先生御指摘のよう、この次の株主総会で導入されようとしている企業に十分な予測可能性を持つて安心して導入していくだけのようなタイミングである程度の方針を税務当局に出してもらいたいと思っておりまして、できるだけ早くと考えております。連休前かとか、ちょっとと今の段階で、まだ検

討中でございますので、確定的なことを申し上げられないことを御理解いただきたいと思います。

○漆原委員 株主総会に間に合うように、十分時間がとれるよう早い時期に公表していただきたいというふうに思つております。

最後の質問になろうかと思いますが、ライブドアの買収工作について、ニッポン放送側は新株予約権の発行ということで対抗措置を講じたわけでありますけれども、東京高等裁判所は、それは著しく不公正な発行に当たるということで差しとめをしたということあります。

企業が買収防衛策を導入するに際して、現経営者の支配権の維持とか確保を目的とするようなものであつてはならないのは当たり前のことです。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、過剰な買収防衛策ということが経済全体にとって適当でないということは、経済産業省もお話しになりましたとおり、私どもも認識を共通にするところでござります。しかしながら、具体的に何が過剰かといふことになりますと、おっしゃるとおり、最終的には裁判所が御判断になることとすることが言えます。しかししながら、潜伏的な株主ということを含めます。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

○漆原委員 本当にできるだけ早くその指針を示してもらつて、企業が安心して合理的な防衛策をとれるような資料にしてもらいたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○塩崎委員長 本当にできるだけ早くその指針を示してもらつて、企業が安心して合理的な防衛策をとれるような資料にしてもらいたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○漆原委員 本当にできるだけ早くその指針を示してもらつて、企業が安心して合理的な防衛策をとれるような資料にしてもらいたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

な考え方としては、会社の現経営陣がみずからのために企業の防衛策をとるという場合は多くは過剰になるのではないかという考え方がある程度ではありますけれども、見えようかと思います。

ただ、もう少し具体的にあり方を考えていかなきやならないということで、先ほどの企業価値研究会のような動きがあるわけございますので、私どももできるだけ協力して、裁判所の御判断といたしたいというふうに考えておるところでございます。

○漆原委員 本当にできるだけ早くその指針を示してもらつて、企業が安心して合理的な防衛策をとれるような資料にしてもらいたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

な考え方としては、会社の現経営陣がみずからのために企業の防衛策をとるという場合は多くは過剰になるのではないかという考え方がある程度ではありますけれども、見えようかと思います。

ただ、もう少し具体的にあり方を考えていかなきやならないということで、先ほどの企業価値研究会のような動きがあるわけございますので、私どももできるだけ協力して、裁判所の御判断といたしたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、ぜひ質問をさせていただく問題は、最近の景気の問題を含めて、皆さんも御承知のように、日本の景気は、政府なりあるいは一部の大臣は、景気は踊り場だと中二階だとよく言われております。しかし、実体経済は大変厳しい環境にあり、企業間の格差あるいはまた業種間の格差、地域間の格差が広がる一方になつてきているのは事実だと思います。

そういう中で、今回の問題は、中小企業がこの会社法によって、プラスの面とマイナスの面、どちらかというと政府はプラスの面をよく強調され宣伝をされているわけでありますけれども、マイナス面が全然何も語られていない、これが実態であります。

しかし、今一番困っている人たちは、このマイナス面であります。そのことが、今回会社法の問題の中でどのように配慮をされ、どのような形で、そのメリットだけではなくデメリットをどう考えられているのか、まず冒頭にお答えをいただきたいと思います。

○南野国務大臣 広く聞けるところによりますと、いろいろな検討を重ねておりますけれども、中小企業の方々とはいろいろと会合を重ねておられまして、中小企業の方々が賛同していた、だけの方向でこの問題は検討しておりますので、メリットは見

うんですね。まず、質問取りをする。その前提は、政務官が質問取りをするということがお互いに行われていない。副大臣制度をつくるときに、今まで立つておられるというふうに認識しておられますので、その限度では、抽象的な基準ではございませんが、その度では、政務官の仕事の中に質問取り、こういう問題があつたわけですが、昨日ありましたけれども、見えようかと思います。

ただ、もう少し具体的にあり方を考えていかなきやならないということで、先ほどの企業価値研究会のような動きがあるわけございますので、私どももできるだけ協力して、裁判所の御判断といたしたいというふうに考えておるところでございます。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

うんですね。まず、質問取りをする。その前提は、政務官が質問取りをするということがお互いに行われていない。副大臣制度をつくるときに、今まで立つておられるというふうに認識しておられますので、その度では、抽象的な基準ではございませんが、その度では、政務官の仕事の中に質問取り、こういう問題があつたわけですが、昨日ありましたけれども、見えようかと思います。

ただ、もう少し具体的にあり方を考えていかなきやならないということで、先ほどの企業価値研究会のような動きがあるわけございますので、私どももできるだけ協力して、裁判所の御判断といたしたいというふうに考えておるところでございます。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

第一類第三号 法務委員会議録第十五号 平成十七年四月二十六日

えておりますが、私にはデメリットはまだ探されておりません。

○田中(慶)委員 まず、大臣、あなたは中小企業の実態というものをよく把握されていないんだろうと思います。それもやむを得ない部分があるうかと思いますが、現実に、例えば今政府が打ち出しております中小企業に対する金融のあり方一つとっても、いろいろな制度融資がいっぱいあるわけですけれども、わかりにくい、使い勝手が悪い、そなへかりか、今回も無担保無保証の問題等々もしつかりと政府は打ち出しておりますけれども、現場はなかなかそのとおりに動いてない、これが実態なんです。

今回の会社法の中においても、有限会社なり株式会社が一緒になる、こういうことによって、デメリットも当然この中で考えておかなければいけない問題だと私は思います。

特に、中小企業は、今一番大切なことは、仕事を欲しいけれども、その母体となるべき資金繰りが大変なんです。会社の経営者でありながら技術者でもあり、ある面では経理担当もある、こういろいろなものを兼ねてやっているわけでありますけれども、今回は、有限会社、株式会社、こういうものが一つの会社法によって改めて一緒になる、こういうことでありますから、これらについてどう配慮されているのか、ますお伺いしたいと思います。

○保坂副大臣 これは私の方から御答弁させていただきます。

今回の会社法におきましては、有限会社制度が株式会社制度に統合されるわけでございますが、現実的には、統合された後も、新会社法が成立いたしまして、すべての株式に譲渡制限がついている場合は、例えば取締役会とかあるいは監査役、この義務的な設置は緩和されたわけでございました。また、取締役あるいは監査役の任期も十年まで可能、こういうことはほとんど有限会社制度に近い決着をしたわけでございます。

また、既存の有限会社は、百八十五万社ござい

ますけれども、法律改正がなりまして新株式会社法になりましたが現実にはそのまま残す、こういうようなところで中小企業に対する負担を極力なくそう、こういうことで努力しております。

したがいまして、私どもといたしましては、成績を図るべく最大の努力を傾けて、中小企業の支援に回りたいと存じております。

○田中(慶)委員 今副大臣が言われたことは建前であつて、現実問題として大変厳しい実態というものが生じているわけであります。

例えば、先ほども若干申し上げましたけれども、有限会社に、有限责任個人責任、第三者責任というものが現実問題として負荷されてくるわけでありますし、こういう問題をしつかりとしないかないと、資金繰りが円滑になつていかないどころか、今でも貸し渋り、貸しはがしがあるわけでありますから、ある面ではこれだけお金がだぶついているにもかかわらず、お金の要るところに金を貸さないというのが今の実態なんです。

ですから、今回の会社法はそういうところをどのように配慮されているのか、これが一番重要なことであろうと私は思つておりますけれども、その辺をどう配慮されているのか、お伺いをしたいと思います。

○保坂副大臣 お答え申し上げます。

今度の会社法におきまして、新たに会計参与

という制度を取り入れることになりました。これは、取締役と共同いたしまして、計算書類の作成それから説明、情報開示等を共同で責任を負う立場の内部機関でございまして、これを設置するに閑しましては任意で設置するということになつております。このことが負担になるのではないかと言われますが、逆に、中小企業の新株式会社にとりましては、債権者に対しまして情報の質の向上を行つて、そういう営みも一方でやりました。

また、田中先生御心配のとおり、問題は、融資

いうふうに言われておりますが、既に私どもいたしましては、過度に保証に頼らないような制度をつと構築しております。昨年七月に導入いたしました証券化支援業務、これは、民間の金融機関に中小企業金融公庫から支援を行いまして、そして第三者保証なしで貸せる、こういう制度だと、あるいはまた、いわゆる経営者本人の保証なしで、ちょっと金利は適度に上乗せいたしましたが、金利は適度に上乗せいたしましたが、こういう制度を全体の政府系三公庫でもやるとか、あるいは今まで御活用いただいておきました国金で第二創業、これは今まで五千五百円が限度枠で第三者保証をとらずに融資しておりますが、これも二千万円まで拡張するとまたけれども、これも二千万円まで拡張するとか、こういう点で、多岐にわたる中小企業向けの金融の選択肢を広げることによつて、両々相まつて中小企業を強化する、こういう政策を今つているわけでございまして、このたびの会社法の改正はその点では実が上がるものと確信しております。

○田中(慶)委員 副大臣、あなたはそういうことをよく述べられておりますけれども、この債券化の問題等についても、あるいは枠の拡大等についても我々はさんざんやつてきて、あなたたちがやつてきたんじゃないんですよ。これは、去年、おとしから、全部無担保無保証の問題を含めてやろうということで特別チームをつくりながら、我々は提案しながら取り組んできて、やつと実行になつたけれども、問題がまだあるんです。

極端なことを言えば、債券化の問題、だつて、元請が判こをつかなければ現実には債券化にならない部分があるわけですから、こういうことを含めて、今私が言つてることは、実態と合わない部分がたくさん出てきている。あなたは何かスムーズにいつているようなことを言つておられますけれども、そうじゃない。だから、今回の会社法

おとしから、全部無担保無保証の問題を含めてやろうということで特別チームをつくりながら、我々は提案しながら取り組んできて、やつと実行になつたけれども、問題がまだあるんです。私はその心配をしているわけであります。

ですから、今あなたが言つてのことと、現在の実体経済なり行つてゐる問題の認識の差がそういうところに出てきているということ、このことをどう思いますか。

○保坂副大臣 お答えいたします。

現在の景況は、先生御心配なさるとおり、全体的には回復基調にあると言ながらも、確かに、地域だとか業種間の濃淡はともかくとしまして、中小企業には厳しいわけですね。とりわけ小規模企業はその厳しさはひとしおだという現状はよく認識しております。

しかし、今回、先ほど冒頭で先生からコンプラ

おります会計参与制度を見てください。すばらしくことかもわかりませんけれども、全部オーブンになるんですよ。そうすると、中小企業のうまみに生じておきましたから、そういう点では自己資金もそこに投入してみたり、いろいろなことがあります。しかし、今度は全部オーブンになるわけです。そういうことになつて、ある面では、やりになつておきましたから、そういう点では自己資金もそこに投入してみたり、いろいろなことがあります。はつきり申し上げて、オーナーであり会計責任者であり、いろいろなことを含めて自分でお金を借りておきましたから、そういう点では、そういうものは今までいろいろな形であつたと思います。

たしましては、過度に保証に頼らないような制度をつと構築しておきましたが、昨年七月に導入いたしました証券化支援業務、これは、民間の金融機関に中小企業金融公庫から支援を行ひまして、そして第三者保証なしで貸せる、こういう制度だと、あるいはまた、いわゆる経営者本人の保証なしで、ちょっと金利は適度に上乗せいたしましたが、金利は適度に上乗せいたしましたが、こういう制度を全体の政府系三公庫でもやるとか、あるいは今まで御活用いただいておきました国金で第二創業、これは今まで五千五百円が限度枠で第三者保証をとらずに融資しておりますが、これも二千万円まで拡張するとまたけれども、これも二千万円まで拡張するとか、こういう点で、多岐にわたる中小企業向けの金融の選択肢を広げることによつて、両々相まつて中小企業を強化する、こういう政策を今つているわけでございまして、このたびの会社法の改正はその点では実が上がるものと確信しております。

○田中(慶)委員 副大臣、あなたはそういうことをよく述べられておりますけれども、この債券化の問題等についても、あるいは枠の拡大等についても我々はさんざんやつてきて、あなたたちがやつてきたんじゃないんですよ。これは、去年、おとしから、全部無担保無保証の問題を含めてやろうということで特別チームをつくりながら、我々は提案しながら取り組んできて、やつと実行になつたけれども、問題がまだあるんです。私はその心配をしているわけであります。

ですから、今あなたが言つてのことと、現在の実体経済なり行つてゐる問題の認識の差がそういうところに出てきているということ、このことをどう思いますか。

○保坂副大臣 お答えいたします。

現在の景況は、先生御心配なさるとおり、全体的には回復基調にあると言ながらも、確かに、地域だとか業種間の濃淡はともかくとしまして、中小企業には厳しいわけですね。とりわけ小規模企業はその厳しさはひとしおだという現状はよく認識しております。

イアンスの話がございましたけれども、機関設計の中にこれを取り入れることにいたしましたけれども、現実的には、これは全部選択肢を任されているわけでございまして、必ずやりなさいということではないわけです。

それから、会計参与なども、公認会計士とかあるいは税理士の先生方、この方々にお願いするわけですから、単にすべて中のものをオープンにするというだけではなくて、例えば経営に関しましての助言をいただくとか、そういう御自分のパートナーになるような制度を選択されたらいかがですかという提案をしているわけでございます。

そして、最後に、公認会計士さんやあるいは税理士さんの先生方とは、本省といたしましても、常時接触いたしまして、経営の指導に当たつてもうようなお願いもしているところでございます。

○田中(慶)委員 そのことは存じ上げているんですけれども、問題は、そういうことも含めて、今回の会社法の提案について、すなわち、議論をされてきているかどうかという問題なんですよ。

例えば、今日本で、自殺者を見てくださいよ、三万人を超えてるでしょう。何年続いているんですか。もう六年続いているんですよ、六年。これははつきり申し上げて、政治的責任である。そのうちの約三分の一近い人たちが企業の経営者であり、企業の何らかの責任者だと言われています。ということは、貸し渋り、貸しはがしに遭つたり、いろいろなことでどうといふ生命がなくなつてゐるわけであります。

そういう中で今日を迎えてるわけであります。あなたたちがいま少し総理に、日本の景気はもつと厳しいよ、こんなことをしつかりと提案していたならば、こういうことにならなかつたと思うという部分もあります。

そればかりじゃありません。例えば破産防止法、日本の破産防止法を外国と比較してごらんなさいよ。我々はさんざんこのことも含めて欧米並みの破産防止法を何とかやろうと、民主党はその

ことについて積極的に提案をしてきたり、いろいろな努力をしてきた。しかし、現実には、与党の方々がそれに乗り気じゃない。やるやるみたいなことを言つておりますけれども、現実にほんの少し修正をやろうとしているぐらいであつて、抜本的な取り組みを行つていたならば、今の皆さんや政府はそれに乗り気じゃない。やるやるみたいなことを言つておりますけれども、現実にほんの少し修正をやろうとしているぐらいであつて、ほんの少し修正をやろうとしているぐらいであつて、抜本的な取り組みを行つていたならば、今の

みなが現実に今あるんですから。

だから、そういう問題を含めて、今回、せつかくつくる、あるいは見直しをする会社法というものは、やはり十分その議論をしながら取り組んでいかなければいけない問題だと思いますが、それ

うと、何か腹が立つてくるんですね。余りそういうところについての配慮なり、あるいはそういうことが、ですから最初、冒頭に申し上げたと思う。全然、これはノーと言つてゐるわけじゃないんです。いい部分、期待される部分、しかしその

ことだけをあなたたちは、皆さんが今回PR対象にばかりしてゐる。今のような部分をもつと積極的に、日本の制度融資を見てくださいよ。その都度その都度、たくさんの中メニューがいっぱいありますけれども、この日本版のLSC等の問題も含めてでありますけれども、私は、最低資本の問題を一つとっても、いいですか、一円から会社ができるよなんてことを、さんざんバラ色のようなPRばかりしてますよね。しかし、本気で会社をつくつていろいろなことをしようとする、そこには必ず貸し渋りやいろいろな問題が現実に出ているという問題。

そこで、この問題をしやすくして、こういう問題でありますから。

今回の会社法は、そのことはないんですね。

○保坂副大臣 大変厳しい御指摘でござりますけ

れども、今回、会社法の見直しに関しましては、会社法の現代化という中で、LSPだとからLSCの問題も出てまいりました。それらとあわせて、また私たちも、先生おっしゃるとおり、どんなにP.Rばかりしてますけれども、やはりどうしても落ちこぼれていくところは、中小企業でございます。そのセー

それから、会社の再生支援、これに関しましても、それぞれ、例えば先生の神奈川県でもやつていただけておりますとおり、いろいろなファンドで設けていただいてやつてあるところがござい

ますが、国といたしましても、各経済産業局を中心、各都道府県、四十七都道府県に中小企業再生支援協議会を設けまして、これは結構実が上がつてます。

ですから、救うところは救い、そして意欲のあ

る中小企業を何とか育てて、そして開業率も上げてというような総合的な中小企業対策の中で、この会社法が一つのきっかけになつてもらえばいい、このように私たちは期待をしているところでございます。

○田中(慶)委員 再生法も我々現場でさんざん議論してつづった法律であります。そして、修正をしたりいろいろなこと。しかし、現実に問題がアッテ、まだまだ当初考へていた法律どおり動いてないわけありますよ。ですから、はつきり申し上げて、それぞれの地域間の格差という問題もここにも出てきております。

先ほど、今回の合同会社の問題が述べられておりますけれども、この日本版のLSC等の問題も含めてでありますけれども、私は、最低資本の問題を一つとっても、いいですか、一円から会社ができるよなんてことを、さんざんバラ色のようなPRばかりしてますよね。しかし、本気で会社をつくつていろいろなことをしようとする、そこには必ず貸し渋りやいろいろな問題が現実に出ているという問題。

そこで、この問題をしやすくして、こういう問題でありますから。

○保坂副大臣 LSCに關しましては、合同会社でございますけれども、今までの日本の法制度でございましたけれども、今までの日本の法制度でなかつたシステムでございまして、アメリカでは十年間で八十万社が誕生したというような、株式会社が百万社ですから、新規に会社を起こすときには二分の一がLSCだ、こういうような実績がございます。それから、イギリスがそうでございまして、またフランスやドイツも同じような制度がございまして、日本でも新しくベンチャードが起きたり、新事業を誕生させるときに大きなきづかげにしようということで、今度の会社法の現代化の中でお取り上げいただき、そしてまた私どもはLSCのもう一方の部分を、経産省では組合の方でやつていく、こういうことでやつております。

先生御指摘ありましたように、物づくりとの関係でござりますけれども、これはさきに、昨年、中川経済産業大臣が発表いたしました新産業創造戦略、Nリポートと言つておりますが、この中で

十分フォローしていけるようにしておかないと変なことになつてくるだろう、私はそのことを心配しているんです。

例えば、これらの問題も含めてであります

ここには幾つかの問題があると思います。ですか

ら、この国が物づくりでいくのか、マネーゲームでいくのか、こういうことをはつきりとしていかないと、とんでもない過ちも出できやせぬかといふ心配をしてるわけであります。

確かに、この資本金の撤廃によつて、一円からできますよ、こんな話のことだと思いますけれども、しかし、今までの日本の技術や伝統、特許、IPDアンドフジテレビの問題等を見てもおわかります。

こういう問題とあわせて、今回のような問題、特に、新しい時代といえば時代でしょ、先般のラ

イブドアとフジテレビの問題等を見てもおわかり

の問題や、あるいはまた欧米のLSPの問題等を

アッテ、まだまだ当初考へていた法律どおり動いてないわけありますよ。ですから、はつきり申し上げて、それぞれの地域間の格差という問題もここにも出てきております。

先ほど、今回の合同会社の問題が述べられておりますけれども、この日本版のLSC等の問題も含めてでありますけれども、私は、最低資本の問題を一つとっても、いいですか、一円から会社ができるよなんてことを、さんざんバラ色のようなPRばかりしてますよね。しかし、本気で会社をつくつていろいろなことをしようとする、そこには必ず貸し渋りやいろいろな問題が現実に出ているという問題。

そこで、この問題をしやすくして、

○保坂副大臣 LSCに關しましては、合同会社でございますけれども、今までの日本の法制度で

なかつたシステムでございまして、アメリカでは十年間で八十万社が誕生したというような、株式

会社が百万社ですから、新規に会社を起こすときには二分の一がLSCだ、こういうような実績がございまして、日本でも新しくベンチャードが起きたいと思います。

○保坂副大臣 LSCに關しましては、合同会社で

なかつたシステムでございまして、アメリカでは

十年間で八十万社が誕生したというような、株式

会社が百万社ですから、新規に会社を起こすときには二分の一がLSCだ、こういうような実績がございまして、日本でも新しくベンチャードが起きたいと思います。

も、日本の将来は物づくりしかない、ここでしつかりと経済を確保して、そして高度の福祉社会をまた構築していくというような、そういう提案をなされておりまして、その中でも実は提案をしていましたが、おかげさまで今回法律としてお認めいただいた新しい制度でございます。

したがいまして、これらが、先ほどお話をありました一円株式会社、これは一万社できましたけれども、このことによりまして、約二万七千人の雇用が新たに確保された、そして、一万社の一円企業も順次卒業して、普通の株式会社に発展していく、あるいは上場していく会社が中から出てまいりまして、私たちとしては大変喜んでいるわけでございますが、そういう施策に総合的に取り組んで、今回の会社法の改正に関しましても、ぜひ御理解をいただき、また成立させていただきたいと願っている次第でございます。

○田中(慶)委員 現実問題として、この一万社が

新しく云々ということになりますけれども、新しい一つの起業家育成というもの、そういう一つの

半面と、もう一つは、先ほど来申し上げているよ

うに、自殺者の一万人以上の人たちが何らかの経

営者であり、今の破産防止法の不備から再生がで

きない、やはりこの辺をもう少し突っ込んでやつ

たら、私はもつともっと活力が見出せるんだろう

と思います。

大臣、この破産防止法は、網引きで、法務省と

か経済産業省とかがいろいろなことをやっており

ますけれども、あなたはこの破産防止法に対する

どういう認識がござりますか。通告はしております

せんけれども、そのぐらい、大臣ですから考えら

れると思いますので、答弁ください。

○南野国務大臣 先生、いろいろと御心配いただ

いております、いわゆる経営者の方々が本当に倒

産とかそういうものをもつて命をなくしてしま

う、そういうような方々についてもいろいろと配

慮していく法案というふうに考えておりますし、

それをやつしていくことによつて、少しでもいい経

営のあれが広がつていくようにといふふうにも

思つております。

○田中(慶)委員 非常に抽象的でありますけれども、日本にも破産防止法はあるんですよ。欧米並みにした方がいい。どういうことかというと、倒産しても、次、再起できるような制度、例えば企業にまつわる関係の事務所の費用であるとか生活費の問題、せいぜい車、こういう問題はしっかりとこれに担保してやるべきである。にもかかわらず、日本はそうじゃないんです。そういうところに、先ほど一円で一万社の問題、しかし、こういうところにもつとメスを入れていけば、もつと日

本の企業、産業というのは活性化できるし、それこそ自殺者も出ない、こういうことにつながつていくわけありますから。

会社法というものは、そういうところもしつか

りと十分配慮した中でつくるべきじゃない。で

すから、今言つている、日の当たる部分ともう一

つの裏の部分というのはそういうところにあるわ

けですから、これをちゃんとしなければいけない

と私は思つています。

限られた時間でありますけれども、例えは今、

見てください、外資の問題。このことによつて資

本の規制緩和をする。いいですか。日本のゴルフ

場は半分近くは外資ですね。すばらしいホテ

ル、約四、五〇%はもう外資になつてきておりま

す。そういう形で、今度は今のような形で資本金

を下げるべくする。あらゆる物づくりを含めて、いろ

いろなところに外資の問題。外資ノー、すべて

ノーと言つているわけじゃありません。それに対

して、どうハードルなり歯どめなり防護策なりを

いふなところに外資の問題。

外資ノー、すべて

の問題を含めて、ゴルフ場も旅館も、そして最近

は製造業まで外資がほんほん入つてきている。今

の会社法の中でも、それぞれ資本金なりそういう

ものをぐつと下げてくると、自由に、もつと入り

やすい状態になつてくるだろう。会社法そのもの

を検討するときには、そういうところも十分議論

しておやりになつたんだと思ひますけれども、何

か今の答弁では満足いきませんので、私は、御配

慮いただいて、次回も質問させていただけるよう

でありますから、私も勉強しますけれども、大臣

もよく勉強してきてください。次回はこんな程度

じゃなくしっかりとやらせていただきますので、

そのことを申し上げて、時間が参りましたので

終わります。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、岩國哲人君。

では、速記をとめて。

(速記中止)

○塩崎委員長 速記を起こしてください。

岩國君。

○岩國委員 民主党的岩國哲人でございます。

まず、大臣に、今回の会社法改正案に当たりま

して、どういう認識とそれから意欲を持つてこれ

に対応されたか、それをお伺いしたいと思いま

す。

今回の改正の一番最大のポイントは、大臣自

身、何だと思つておられますか、今回の改正案の

一番の大きな目玉、眼目というのは、どうぞお答

えください。

○南野国務大臣 大変大きなテーマを会社法の中

で、何だと思つておられますか、今回の改正案の

一番の大きな目玉、眼目というのは、どうぞお答

えください。

○南野国務大臣 先生、外資というふうにおつ

しやいましたけれども、これは特に外資でなくて

も、商売ということについては、これは関係して

いくものだというふうに思つています。

○田中(慶)委員 ちょっとと言つておられる意味がわか

らないと思いますが、もう時間でしようけれど

お答えください。

○南野国務大臣 株式会社と有限会社を統一する

ことによって、今まで四つのタイプがあります

けれども、このたびも、合同会社というような形

をつくりながら四つのタイプを法案にしていく、

そういう選択ができるということでございます。

○岩國委員 これだけ経営者側も、投資家それか

ら個人株主を含めまして、T.O.B.だけではなくて、会社のあり方について関心が非常に高まつて

います。これは私は、資本主義社会にとってはい

ることだと思っているんです。政治に対する関心

だけではなくて、こういう会社の形態のあり方に

ついて。

大臣が今、眼目としておつやつたのは、会社

の形態を幾つか整備してみる、私は、それが改正

の最大のポイントではないと思うんですね。経営

者としての意識、コーポレートガバナンスはどこ

にあるのか、逃げ回ることだけが経営者の役割な

のか、立ち向かうことなのか、会社の企業価値を

高めるための経営のあり方はどうなのか、そのた

めのインフラ整備はどうなつているのか、会社法

はそれを現代の環境に合わせるようになつている

のかどうか、私は、そこにあると思うんです。こ

の有限会社とかそういうところとの、四つのタイ

プを一つにしてみます、あれこれしてみますとい

うことではないようには私は思います。

次に、もう一つ、日本の会社をこんなになつた

場合に、南野大臣御自身が、日本の会社を支配し

てみたい、経営権を取得してみたいと思うとき

に、外国の企業と日本の企業と、日本の企業の置

かれている、そういう特殊な環境としてはどうい

うものがありますか。アメリカの会社だろうと、

ヨーロッパの会社だろうと、日本の会社だろう

と、会社法という大きなインフラの中に、日本の

会社というものをターゲットにした場合に、日本

の会社についてははどういうハーネルが高いのか、

どういう点が一番の特徴だ、相違だという意識を

持つてこの改正案を提出されましたか。

○南野国務大臣 一つのポイントは、やはり会社

を起こすときの資本金というようなものも、それ

がなければ会社が起こせないというよう、一千

ですか。

万円とかいう限度がございました。でも、このたびの法の改正によつては、一円からでも気持ちがあれば起こしていく、そういうような幅広い人たちに会社を起こしていこうという魅力を持つてもらうということもこの法律の改正にあると思います。

○岩國委員 私の質問がちょっとおわかりいただけていないかもしません。会社を起こす云々

ではなくて、会社を買収する。今世間一般で、よくお茶の間番組と言われるようなところにまで、大臣もごらんになつてゐると思います。そういう日本の会社というのは守られやすいのか、攻められやすいのか、外國と比べてどこが一番の特徴で、そして今度の改正案ではそれがちゃんと手当ができているかどうか、その点なんです。

○南野国務大臣 このたびの株の動きというものも、一般人が見ても多少勉強になるという形が提供されたと思いますが、その中でやはり一番ポイントになるのは、黄金株という問題であつたり、

ボイズンビルという問題であつたり、それは今まで日本では余り言われていたなかつたことではあります、そういうものをもつとして会社をちゃんと自分の進めやすいようにしていこうという形にあるのではないか。それについてついで申し上げるならば、それ

○岩國委員 そうすると、今度の会社法改正の方向としては、今まで外国の会社に比べて攻められやすい、守りにくかつた、ボイズンはなかつた、黄金株はなかつた日本の会社に、毒は持つてくる、黄金は持つてくるというやり方で、日本の会社を守るために防壁を高めようという方向でお考えになつていらつしやるんですね。

○南野国務大臣 それも一つであると思います。そういう方向を肯定していらつしやるということ

年、アメリカから十年見ておりましたけれども、日本の会社というのはヨーロッパ、アメリカの会社に比べて非常にハードルが高い、防壁が既に高

いんです。それは、日本株式会社といったような一つのコンセプトのもとに、国家ぐるみで守ろうという意識が非常に強いというメンタリティのほかに、最近の経済政策でいえば、ゼロ金利政策でいろいろな企業の利益がかさ上げされている。最近の同友会の発表によりますと、長期金利が1%上がれば経常利益が5%減る、2%上がれば2割減るということです。裏返して言えば、ゼロ金利政策あるがゆえに、2%長期金利が低いということであれば、日本の企業の利益は一割かさ上げされないと

いうことです。これは、金融政策というもので、既に会社の価値、会社の利益はそれだけ高げたを履かされているということも二番目の防壁になつているわけです。

三番目、大臣は持ち合い制というのを御存じですか、持ち合い株について。持ち合い株というものが長年にわたつて存在しているということ、これが三番目の大きな防壁なんですね。

これは、アメリカの会社にもヨーロッパの会社にも、この持ち合いという形のものはないんですね。これが三番目の大きな防壁なんですね。

これは、アーティカの会社にもヨーロッパの会社は過剰防衛なのか、全くよその国と同じ程度の防衛力なのか、それでもまだ防衛力は弱い方なのか、この三つのうちのどれか、お答えください。

○南野国務大臣 その三つのうちの一つと言われても大変なんですが、いろいろな条件がありますので、防衛したいと思う人は防衛できるようになります。また、今までよければそのままでもいいといふふうに思います。何を主として会社を起こそうとしているか、また会社を維持しようとしておられるかということがあります。防衛が必要な場合に

○岩國委員 この持ち合い制というものがあつて、国民性と政府の金融政策で守り、そして丸の内の企業同士思つてゐる。防衛力というのは、防衛したいと思つてゐる人がやることが防衛力なんですよ。防衛した

れば丸の内の安全保障条約みたいなものです。安保条約で、ずっと集団的安全保障で守られているわけですから。こんなものがよその国のどこにありますか。その上今度は、この改正法で、やれボイズンだ、やれ黄金株だ。これはちょっと過剰防衛じゃありませんか。お答えください。

○南野国務大臣 過剰防衛というお言葉でござりますが、企業の防衛をねらつて会社法案ができていたり立たないというふうに思いますが、いろいろな株式の発足ということを見てみますと、結果としては防衛をしていかなければ自分の会社も成り立たないというふうなこともあります。会社だけじゃなく従業員ももちろんそうですけれども、そういうような配慮もしなければならないというところにあるのではないかなどと思つております。

○岩國委員 先ほど、そういつた防衛力をより高めるんだ、集団安全保障体制の上にさらに個別的情自衛権も発動していくんだ、こういう発想ですね、この会社法改正は、そこまで必要なんですか。

いと思わない人は、何も防衛力なんか發揮する必要はないわけですから。防衛したい人には防衛力を、防衛したくない人には、何とおっしゃいますか。

○南野国務大臣 そのような方向になつていくだけです。この会社法の改正によって日本はよその年以上に会社防衛が強くなつてしまつ方向になつているのかどうか、端的にお答えください。

か。

○岩國委員 私は、こういつた過剰な防衛力といふものに対して、既にいろいろな取引所からも、あるいは有識者の方からも批判的な意見が出ています。それは、この会社法改正というは、その点をとらえても私は問題が多いと思います。

○南野国務大臣 そのように思つています。これは、この会社法改正といふことは、その点をとらえても私は問題が多いと思います。

○岩國委員 いろいろな転換社債等が発行されています。会社の支配権をこれからとろうとする場合に、株式を買う以外に転換社債を買う、こういう方法がありますね。そして三番目に、新株引受権をもらう。四番目に、ワラントつき社債のワラントを買います。外國でその会社が発行している株式を土台にした預託証券を買う。これは、ADR、LDR、EDR、外國ではそういう預託証券で、外國で株式を買うこともできます。いろいろな仕様が幾つもありますけれども、転換社債についてまずお伺いします。

○南野国務大臣 その三つのうちの一つと言われても大変なんですが、いろいろな条件がありますので、防衛したいと思う人は防衛できるようになります。また、今までよければそのままでもいいといふふうに思います。何を主として会社を起こそうとしているか、また会社を維持しようとしておられるかということがあります。防衛が必要な場合に

○岩國委員 これはできる仕組みをこの中に持ち込んでいると思います。

○南野国務大臣 それではちょっと答弁にならないと思うんですね。防衛力というのは、防衛したいと思う人がやることが防衛力なんですよ。防衛した

○寺田政府参考人 社債の発行限度につきましては、かつては純資産額という上限がございましたが、それを廃止して以後ございません。この会社法についても、その点については何らの制約をしておりません。

○岩國委員 転換社債については。

○寺田政府参考人 転換社債につきましては、整理いたしましては新株予約権つき社債ということがあります。その会社の新株の枠内であれば新株予約権つきの社債も発行できる、こういうことになります。

○岩國委員 そうすると、転換社債を発行する時点で、例えば、一億株まで発行できるという会社があるとすれば、七千万株が既に発行済みとすれば、残り三千万株の枠に見合う転換社債の発行を、逆算して社債として発行できる、こういう考え方でしようか。お答えください。

○寺田政府参考人 先ほど申したことはそういうことでございます。

○岩國委員 もうちよつとお近くに座つていただい方でいいんですけれども。

例えば、この三千万株を見合いで三百万億円の社債を発行した、そこまでは許されるわけですね。しかし、転換価格の修正条項でもって、三千万株だったはずのものが五千万株、六千万株、七千万株と社債の発行期間十年、十五年の間にふえていった場合には、それは、会社法によって、あるいは商法によってそれ以上の修正はできないよう、そういうふうなことになりますか。それとも、全く発行時点だけのチェックであつて、後は株数がどんどんふえて会社法の制限もなければ商法の制限もない。お答えください。

○寺田政府参考人 会社の発行できる総株式数といふものが決まつてある以上は、それ以上の転換

たんじゃないんですか。全くありませんでしたか。もう個々の会社が決めれば十倍でも百倍でもあります。

○寺田政府参考人 発行価額については制約はございません。

○岩國委員 私が聞いておるのは、一般株主の権利が侵害されるような大量な株式が転換社債という裏口を使って大量発行されてしまう。表玄関から出していくのは、ちゃんと発行・権益資本枠ということでございます。

○岩國委員 行が悪いみたいでけれども、転換社債という方が悪いみたいであります。裏口から深夜ひそかに出てきた、深夜ひそかにと言うと何か転換社債の発行がどんどん行われ、最初にだれも想像しなかつたような大量発行が行われる。こういうことは今までの会社法できちんと制限がしてあって、一般株主がほとんどそういう情報を持つことのない個人株主が不測な損害をこうむるということがないように十分手当ではされていますかということなんです。お答えください。

○寺田政府参考人 再三申し上げて恐縮でございますけれども、もともと株式の発行数というのは、権利の枠内でございますから、それに反する新株予約権つき社債は許されない、これは裏口から入ってくることも許されないわけでございます。

○岩國委員 委員のおつしやり方によれば、これに対して、発行価格をどこまで発行できるかということについては制約がない、価格の面で、の制約がないということを申し上げているわけです。

○岩國委員 いいですか。あなた、転換価格と転換によって発行される株式との関係というのは頭の中になんと入っていますか。

○岩國委員 たしか、転換社債の発行枠というのは、資本金の四倍までとか、そういう制限があつてございます。

転換価格について制限がないということは、転換価格百円とセットされたものが八十円になり、七十円になり、そして極端に言えば一円になる。

○寺田政府参考人 は、今例で言えば百倍の発行が可能になる。権益資本の枠からいえば、本当は十倍でとめなきやく。ということは、十倍しか発行できないとあなたはおつしやっている。にもかかわらず、転換価格は一円にまで下がる。そうすると、その差額の九千万株、九〇%というのは、発行されないようにせざるを得ないのです。

○岩國委員 発行される株式をもつ持つていてるところは、本当に一億ずつ持つていてるところです。一年後に転換した人、結構です、あなたは権益資本の枠の中でございますから、転換価格の修正はあります。

○寺田政府参考人 まさにそれが百億、みんな一億ずつ持つていてるところです。五年ぐらいたつて、さあ、三十何番目にあらわれた人、あなたはアパートです、もう権益資本の枠に来ておりますから、あなたの価値、全くありませんよ、こういう扱いをしようというのが今度の会社法改正のねらいの一つですか。

○岩國委員 おかしいじやありませんか。投資家の権利はどうやってそれで守られるんですか。事情を知った人、早く転換した人だけ、早い者勝ちの転換社債、これは世界で珍しい転換社債ですよ、あなたのおつしやっている転換社債は。どうでしょう。

○寺田政府参考人 おつしやっている転換社債は、それからその後は全部アウトの株。セーフの転換社債とアウトの転換社債、二本立てで発行されて、買った人はどちらがセーフかどっちがアウトかもわからない。こういうことでは全くマーケットは混乱するばかりじゃないですか。そういう程度の知識でこの会社法改正は行われているんですか。

○岩國委員 ということは、一円まで下がるんじゃなくて、三十五円とかそういうところで自然に天井につかえるということですね。転換価格の変更には限度がない。しかし、今おつしやつたことは、転換価格も逆算して権益資本の枠の中でおさまるよう自然に一定の底、フロアが出てくるんだ、こういうことですか。これはいろいろな転換社債の発行条件の中に、そういう考え方で発行されておるんですか。どうぞお答えください。

○寺田政府参考人 株式会社の法制における社債の仕組みの上では、今申し上げたとおり、下がつていけば、おのずから転換価格との調整によつて、仮に発行できる株式数がふえれば、そのふえた結果それが天井に達すれば、それ以後は許されないと

ということになるわけでございます。

○岩國委員 私は、この会社法改正の中心になつていらつしやるんじやないかと思ひますけれども、そういう局長さんが、例えば転換社債を買つた人が百億、みんな一億ずつ持つていてるところです。一年後に転換した人、結構です、あなたは権益資本の枠の中でございますから、

に、それをさつき南野大臣は、しっかりと守つてみせるのですと。これは、守つてみせるどころか、裏口は全然、ガードマンもおらないような状態ではないですか。そういう認識で、大臣、正しいのですか。今の議論を聞いておられて、大臣、一投資家として、一個人として、そんな会社があるとしたら、おかしいと思われませんか。

○寺田政府参考人 これは現在の商法でも、今のが会社法案のもとにおいても、先ほど私が御説明したことですが、会社法の外枠の規制としてはそういう理解でございます。

ただし、会社は転換価格を下げていって、当然のことながら、転換によって新株予約権が行使され、それによって株数がふえる、それで授権株式の数を超えてしまうというようなことは、もとそいう新株予約権つき社債の発行 자체が、もしどこまでも価格が下がつていつても許される、どこまでも株式がふえるというような、この発行 자체がおかしいわけでございます。

それについてどういう規制をするかどうかは、これは商法上は何の規制もございませんが、確かに委員の御指摘のとおり、別の意味で、買い主といいますか、そういう権利者を保護する必要はある、あるいはそういう意味ではあるのかもしれません、確かに申し上げているのは、あくまで組織法としての会社法でどういう規制をしているかということを御説明しているわけでございます。

○岩國委員

私が申し上げているのは、私が申し上げているのは、あくまで組織法としての会社法でどういう規制をしているかということを御説明しているわけでございます。

いいままで、株式を希薄化させてしまう、ない、こんなことがあつてはならないわけです。

そういう株式の価値の希薄化というのは何によつて生ずるか。株式の希薄化というのは増資

によつて生じます。二番目に、転換社債が発行され、それが転換されて、株式の数がふえること

によって希薄化が起きるのです。私が心配してい

るのは、この第二の希薄化についてどういう歴史

めがちゃんとできているのか。これは三十分か

かかる、ほとんど答えらしい答えが出てこないの

です。

今、局長は、さらに珍しい、おもしろい答弁をされました。そういう、転換価格が下がつて、株式を逆算すると授権資本の枠を超えるようなものは、当初においてそんな転換社債は発行されるわけがないとおっしゃったでしよう。ということは、その十年先に転換価格は幾らになるかということを十年とかのばつて、そこで予見して、だれがそんなことをできるんですか。みんな、時価によって、その後の増資形態によって、どんどん転換価格は下へ下へと修正されるのです。

とすると、局長が計算されるのは、最低限の、常に一円という転換価格を想定して日本の転換社債というものは発行しなさいということを、局長

は答弁としておっしゃっていることなんです。十

年後、十五年後に二十五円なのか五円なのか一円

なのか、わかりもしないで計算してみなさい、そ

れで授権資本枠を超えていればアウトですよ、超

えていなければセーフですよということは、最大

限度の限度というものを計算するときには、すべて

の転換価格は一円として発行しなさい。それでは

かつたら、いつどこで、さつき申し上げましたよ

うな、セーフの転換して普通株をもらえる人と、

転換して、だめ株をもらう人と、授権資本を超えた

者、二通りが出てしまうではありませんか。

どうぞ、御意見があつたらおっしゃってください。

○寺田政府参考人 私が申し上げることは、

その発行時点で計算いたしまして、授権株の枠内

で転換できる数というのがあるわけでございま

す。商法には何らそういう規定はございませんし、会社法にもございませんが、価格修正型の転

換社債、これは工夫でそういう商品をおつくりに

なつてゐるわけです。そういう商品が、仮に幾らになると授権枠を超える、そのときに会社としては授権枠をふやさなければならない、そういうことまで想定して、すべて枠組みを整えた契約、社債の発行でないと許されないということを申し上げているわけで、もともと、一円になるかどうかという想定とは、それはまた全然別的问题でございます。つまり、もちろん余るほど授権枠があれば、あるいは一円まで想定しなければならないかもしれません。

それともう一つ、希薄化の問題でございますが、これはもちろん株主平等の原則の問題がございます。勝手に新株発行を、有利で発行いたしますと、これは当然違法の問題も生ずるわけでございますが、そのところを勘案いたしまして転換社債の中のある種の商品というのも設計をしていただかなければならぬわけでございまして、これは商法自体あるいは会社法自体でどう決めるかというよりは、そういう会社法の枠内でどういふ商品設計をされるかという問題であろうといふように考えております。

○岩國委員 全く局長は、一般の企業をちゃんと見ておっしゃっていることなんです。十五年後、二十年後、二十五年後に二十五円なのか五円なのか一円

のか、わかりもしないで計算してみなさい、それがどういふ授権資本枠を超えていればアウトですよ、超えていなければセーフですよということは、最大限の限度というものを計算するときには、すべての転換価格は一円として発行しなさい。それでは

私は期待してこの法務委員会に来たんです。どれくらい金融庁と法務省とのすり合わせが進んでおるか、私は自分の目で確かめたかった。残念ながら、私の期待は裏切られました。

もう時間がきましたから、ほかの質問は全くでございません。つまり、もちろん余るほど授権枠でございません。

それともう一つ、希薄化の問題でございますが、これはもちろん株主平等の原則の問題がございます。勝手に新株発行を、有利で発行いたしますと、これは当然違法の問題も生ずるわけでございますが、そのところを勘案いたしまして転換社債の中のある種の商品というのも設計をしていただかなければならぬわけでございまして、これは商法自体あるいは会社法自体でどう決めるかというよりは、そういう会社法の枠内でどういふ商品設計をされるかという問題であろうといふように考えております。

○岩國委員 全く局長は、一般の企業をちゃんと見ておっしゃっていることなんです。十五年後、二十年後、二十五年後に二十五円なのか五円のか一円

のか、わかりもしないで計算してみなさい、それがどういふ授権資本枠を超えていればアウトですよ、超えていなければセーフですよということは、最大限の限度というものを計算するときには、すべての転換価格は一円として発行しなさい。それでは

私は期待してこの法務委員会に来たんです。どれくらい金融庁と法務省とのすり合わせが進んでおるか、私は自分の目で確かめたかった。残念ながら、私の期待は裏切られました。

なつてゐるわけです。そういう商品が、仮に幾

らになると授権枠を超える、そのときに会社としては授権枠をふやさなければならない、そういうことまで想定して、すべて枠組みを整えた契約、社債の発行でないと許されないということを申し上げているわけで、もともと、一円になるかどうかという想定とは、それはまた全然別的问题でございます。つまり、もちろん余るほど授権枠があれば、あるいは一円まで想定しなければならないかもしれません。

それともう一つ、希薄化の問題でございますが、これはもちろん株主平等の原則の問題がございます。勝手に新株発行を、有利で発行いたしますと、これは当然違法の問題も生ずるわけでございますが、そのところを勘案いたしまして転換社債の中のある種の商品というのも設計をしていただかなければならぬわけでございまして、これは商法自体あるいは会社法自体でどう決めるかというよりは、そういう会社法の枠内でどういふ商品設計をされるかという問題であろうといふように考えております。

○岩國委員 全く局長は、一般の企業をちゃんと見ておっしゃっていることなんです。十五年後、二十年後、二十五年後に二十五円なのか五円のか一円

のか、わかりもしないで計算してみなさい、それがどういふ授権資本枠を超えていればアウトですよ、超えていなければセーフですよということは、最大限の限度というものを計算するときには、すべての転換価格は一円として発行しなさい。それでは

私は期待してこの法務委員会に来たんです。どれくらい金融庁と法務省とのすり合わせが進んでおるか、私は自分の目で確かめたかった。残念ながら、私の期待は裏切られました。

なつてゐるわけです。そういう商品が、仮に幾

らになると授権枠を超える、そのときに会社としては授権枠をふやさなければならない、そういうことまで想定して、すべて枠組みを整えた契約、社債の発行でないと許されないということを申し上げているわけで、もともと、一円になるかどうかという想定とは、それはまた全然別的问题でございます。つまり、もちろん余るほど授権枠があれば、あるいは一円まで想定しなければならないかもしれません。

それともう一つ、希薄化の問題でございますが、これはもちろん株主平等の原則の問題がございます。勝手に新株発行を、有利で発行いたしますと、これは当然違法の問題も生ずるわけでございますが、そのところを勘案いたしまして転換社債の中のある種の商品というのも設計をしていただかなければならぬわけでございまして、これは商法自体あるいは会社法自体でどう決めるかというよりは、そういう会社法の枠内でどういふ商品設計をされるかという問題であろうといふように考えております。

○岩國委員 全く局長は、一般の企業をちゃんと見ておっしゃっていることなんです。十五年後、二十年後、二十五年後に二十五円なのか五円のか一円

のか、わかりもしないで計算してみなさい、それがどういふ授権資本枠を超えていればアウトですよ、超えていなければセーフですよということは、最大限の限度というものを計算するときには、すべての転換価格は一円として発行しなさい。それでは

私は期待してこの法務委員会に来たんです。どれくらい金融庁と法務省とのすり合わせが進んでおるか、私は自分の目で確かめたかった。残念ながら、私の期待は裏切られました。

なつてゐるわけです。そういう商品が、仮に幾

らになると授権枠を超える、そのときに会社としては授権枠をふやさなければならない、そういうことまで想定して、すべて枠組みを整えた契約、社債の発行でないと許されないということを申し上げているわけで、もともと、一円になるかどうかという想定とは、それはまた全然別的问题でございます。つまり、もちろん余るほど授権枠があれば、あるいは一円まで想定しなければならないかもしれません。

それともう一つ、希薄化の問題でございますが、これはもちろん株主平等の原則の問題がございます。勝手に新株発行を、有利で発行いたしますと、これは当然違法の問題も生ずるわけでございますが、そのところを勘案いたしまして転換社債の中のある種の商品というのも設計をしていただかなければならぬわけでございまして、これは商法自体あるいは会社法自体でどう決めるかというよりは、そういう会社法の枠内でどういふ商品設計をされるかという問題であろうといふように考えております。

○岩國委員 全く局長は、一般の企業をちゃんと見ておっしゃっていることなんです。十五年後、二十年後、二十五年後に二十五円なのか五円のか一円

のか、わかりもしないで計算してみなさい、それがどういふ授権資本枠を超えていればアウトですよ、超えていなければセーフですよということは、最大限の限度というものを計算するときには、すべての転換価格は一円として発行しなさい。それでは

私は期待してこの法務委員会に来たんです。どれくらい金融庁と法務省とのすり合わせが進んでおるか、私は自分の目で確かめたかった。残念ながら、私の期待は裏切られました。

なつてゐるわけです。そういう商品が、仮に幾

フィールドが出てきている今のようなダイナミックな時代の会社法の改正とは、おのずと違つんだろうというふうに思います。

そこで、委員長にお願いをしますが、ぜひ、質疑の中で、実務のわかつたあるいは実務に即した議事を進めていただきたい、そのように思いました。

その上で、法務大臣にまず伺います。ちょっと、今の答弁で非常に不安になりましたので、改正の理念について確認をしておきます。

会社法は、我が国にとってもどの国にとってもそうすけれども、経済の重要なインフラなんです。それで、今回の会社法改正は、近時のたび重なる改正を踏まえて、経営の自由度を高める、こういう改正だというふうに私は思っています。現在求められている会社は、証券市場と一体となつた本格的な公開株式会社、こういう時代に、経済司法の将来に大きな変革をもたらすものが今回の会社法だというふうに考えています。

そこで、基本認識だけ申し上げておくと、自由度が増すというのはいいんです、使える道具が多くなる。企業再編についても随分踏み込んだ改正案が出ていますね、あるいは種類株についていろいろな種類株の問題が出ている。道具はたくさん使えますよといったときに、私たちが、国会、つまり中央政府を預かる、それをチェックする立場として考えておかなければいけないのは、では、どの土俵で、何をメルクマールにしてチェックをしていくか。

あるいは、市場の皆さん、一般の株主の皆さん、債権者の皆さん、会社の経営者の皆さん、働く皆さん、何をもつて予見可能性を高めながら、予見可能性といふのは、ああ、こんなふうになるんだからここから先はやつちやいけない、ここから手前はやっていいんだという、そこが大事だと思っているんです。

法務大臣の基本的な認識を伺いたいと思いま

自治の範囲の拡大など、経営の自由度を高める方向で大きな改正が行われていこうとしております。

このように、経営の自由度が高くなつてまいりますと、経営者がどのような経営を行なうかというところについては、潜在的な株主を含めまして、株主によるチェックがより重要になつてくるものと認識いたしております。特に、株式を市場で公開している公開会社におきましては、市場において会社のコーポレートガバナンスまたコンプライアンスなどについてチェックが行われ、市場からの正當な評価により適切な経営が行われることが非常に重要なと認識いたしております。

そのため、会社について適正な情報開示が行なわれることが重要であります。具体的に、会社法案におきましては、内部統制システムの策定を義務づけ、その内容を事業報告書に記載することとした上で、これを株主や債権者に閲覧させることといたしております。

なお、会社法制定においては、公開大企業のみならず、中小企業が特色を生かした活動をして経済を支える基盤となることを考慮することも必要でありますかと思います。そのため、中小会社に組織上、運営上の自由を与えることも必要であると考へられております。

○原口委員 今般のさまざまの一連の出来事の中でも議論がされましたけれども、やはり、一体だれが議決権を持つているかというのは、これは大きいですね。だれに議決権が渡っているのか。

そこで、これは当局で結構ですから、さつき名でいつでも転換できる、そういうものだと思つていいますが、いつこれの株主というのが確定できることでござります。

○寺田政府参考人 組織法としての会社法の立場から見ますと、結局のところ、株主総会で一体だれが株主としての権利を持つかということが非常に重要でございます。そのため、会社法の定めやり方というのは、基準日というものを設けま

して、その基準日で株主を決める。そこで株主名簿というものに正式に株主が記載される、こういう格好になるわけでございます。

○原口委員 ということは、皆さん、企業再編の手続をこの中で随分自由化はされていますけれども、つまり、今おっしゃる基準日まではだれが株主かということはわからないわけですね。そういう解釈でよろしいですね。

○寺田政府参考人 企業の組織法上最も重要な株主総会における株主の確定という意味では、それがそうでございますので、最重要でございます。しかししながら、もちろん株主というものが単独主義に基づいて書類の閲覧請求をするというような行為もございます。したがいまして、相対的な意味で、株主というものが基準日で全部決まるというわけではございません。

○原口委員 委員長は私が質問している意味がおわかりになると思いますが、多分、今の答弁者は私の意図が一〇〇%御理解いただけない。つまり、今、皆さんは株式市場のみ、さつき岩國委員がお話しになりました、市場というのはいろいろなところで、いろいろな段階で広がつてゐる。それは、何も今までの会社法、いわゆる古い商法が想定をしていた株式市場だけではありません。

今、株式市場の中のお話を局長はされていて、本当は、今、私が質問の材料に使つていて転換社債のフィールドがあつてみたり、ワランチのフィールドがあつてみたり、それから他国で売買をされている。例えば日本を代表するトヨタさんの株がアメリカで売買をされている。では、その株主のアイデンティファイというのは、いつ、どこでやるのかといつたことをやはり考

えていますが、いつこれの株主というのだと思つていいかぎやいけない。国際市場が広がり、そして商品の幅も広がり、フィールドも広がる中を包含的に考えた中での規制改革でないと、結果的に何が起るかというと、自由度を高めた分だけかえつて混乱が生じる、そういう危惧があると

大臣、いかがでしょうか。大臣、そこは通告しています。

○南野国務大臣 今、先生のお話でございますけれども、経営の自由度が高められてといふような前段から始まりまして、その自由化がかえつて混乱を生じさせる危惧があるのでないかというような観点からあらうかと思います。

会社法案では、経営の自由度を高める一方で、コーポレートガバナンスやコンプライアンス、そういうものの観点からの規定を整備して、また、開示を充実させることとしておるわけでございます。

まず、コーポレートガバナンスの観点からは、すべての株式会社において会計監査人制度を採用することができるとした上で、会計監査人の会社に対する責任について、新たに株主代表訴訟の対象とすることや、また、取締役の解任決議の要件を特別決議から普通決議に緩和して、取締役に対する株主の監督機能を高めることとしております。

また、株主代表訴訟においては、株式交換によって株主でなくなつた者がそのまま訴訟を遂行することを認めることともしております。

次に、コンプライアンスの観点からは、すべての大会社において、会社の……(原口委員「質問の観点だけ答えていただければ結構なんです」と呼ぶ)

○塩崎委員長 焦点を絞つてください。

○南野国務大臣 はい。では、そういうようなところでございます。

○原口委員 やはり全く答弁がかみ合わないんですね。

なぜかといえば、ダイナミズムの中で企業再編が行われているわけで、今回のライブドアとフジサンケイグループの問題についても、支配のあるところに責任が生じているのか、そしてその支配を、株という市場をもつて支配しているのはだれなのかということが確定することが大事だったんですね。それが、例えば貸し株で、SBIに、ニッ

ポン放送ですか、その株が貸された。一体それに

よつて議決権はどうなるのか、一体それによつて支配と責任の関係はどうなるのか。つまり、今皆さん

がお話しになつてるのは、ステーティック

な、年に一回、株主総会がありますね、そのとき

にこうあればいいですという、まだ時代がこれほ

ど企業がダイナミズムに再編をしないときの法制

を今説明されているわけです。

私は、きょうはもうここにとどめますけれども、それで、これだけの自由化をしてしまえば何

が起つるかといつたら、結果的に混乱と予見可能

性を低めるということが起つるというふうに思

ます。

もう一つ。今回の会社法の中で、私ども金融の

部門から見ても非常に問題だなと思うのは、企

業結合法制なんです。そのところをバスしてい

る。企業再編については、どうぞ自由にやつてくれ

ださいと。いや、そこは随分自由化された、私は

それがいけないと言つてゐるんぢやないんです。

再編後のルールについても改めておかないと。

私は民主党の規制改革調査会の責任者をずっと

してきましたけれども、私たち民主党の規制の考

え方というのはこうです。つまり、ファンダメン

タルなルールについてはみんながわかるように

きつちりしておきましよう、そして、何かを変え

るときには、変わらないものにつきつちり示

しますよう。変えるというのは、変わらない、変

えてはいけないことを明示することでもあるわけ

です。

ですから、ぜひこれは、もうここで詰める時間

はなかなか、また次の機会に譲りますけれども、

今般の会社法制に企業再編の自由化が図られて

いる中で、支配があるところに責任ありとの観点か

ら、企業結合法制を、さらに結合した後のルール

について検討する必要があると考えます。これは

法務省の中でも随分検討が進んでいたけれどもこ

こには至らなかつたような話を聞いています、

なぜ今回、会社法案でその点の踏み込んだ検討が

同時に出てきていなか、そのことについて伺

いたいと思います。

○塙崎委員長 寺田民事局長。

いやいや、これは大臣です。通告

のあるものは大臣。

○南野国務大臣 既にされたことについては省略

いたしますけれども、これから問題というこ

とは、企業結合法制に対する対応、これは国際的

にもその手法及び内容はさまざまであるところで

ありますが、拙速な規制強化や制度の創設はか

えつて企業活動の妨げとなるおそれもありますの

で、検討を慎重に行つう必要があろうかと思いま

す。

グループ経営の進展に伴う利害関係者の利益の

適切な保護というのは、これは重要な課題と考え

ておりますので、今後とも実務における問題の

状況を勘案しながら、適切な方策について検討を

進める所存であります。

○原口委員 いや、そういう答弁をされるんだつ

たら、それをそつくりそのまま今回の会社法にお

返しますよ。だって、そうでしょう。拙速な企

業再編の自由化をし、結果、では具体的に聞きます

が、親子会社における親会社の取締役というの

はどういう法的な責任を負つているんですか。

今回、私たちの分野では、UFJホールディングス

がその一〇〇%親会社であるUFJ銀行にお

いて、親会社の承認を得て、三菱東京ファイナン

シヤル・グループに同銀行の株主総会の決議の一

部に拒否権を与える内容の優先株式、これは黄金

株というんですか、これを発行いたしましたが、

この場合、親会社の株主としては、その取締役に

対してどのような法的責任を追及することができ

るんですか。法務大臣に伺います。

○南野国務大臣 委員御指摘のような優先株式の

発行に際しましては、発行会社である子会社の定

款変更が必要でありますので、完全親会社の代表

者が完全子会社の株主総会で定款変更を承認する

完全親会社の株主に与える影響などを適切に判断しまして、その特別決議における議決権の行使をする義務を負うこととなります。

もし、合理的な理由もなく、完全親会社の完全優先株式が第三者に発行されたことにより、完全親会社に損害が生じた場合には、完全親会社の株主は完全親会社の経営陣に対して完全親会社に対する損害賠償責任を追及するための株主代表訴訟提起することができることとなると考えられます。

○原口委員 それは被害を与えた場合ですよね。

ですから私は、今みたいな答弁だけでは、で

は、そこから先は司法でやりなさいといつて、こ

ういう企業再編法制の自由化を一気に認めるこ

については、よほど検討が必要だというふうに考

えます。

○原口委員 通告をしていないので更問ひをしたいんです

が、もう一つ、今回の会社法案で経営の自由度と

規制から事後規制への転換が図られている。これ

は、私たち民主党も同じように主張をしてきました。

だから、そこは是とします。

ただ、現状では、きょう、理由もわからずに否

決をしていただきましたけれども、日本版のSEC

C、それもできていません。しかも、金融サービス

法も存在せず、事後的体制が的確に確立されない

限り、ここもやはり、これは前に竹中大臣とも、

別の委員会でしたか、自由というのは何かという

と、法と正義のもとのでの自由なんですよ。法と正

義、ある一定のルールが守られている上での自

由。きょう、私がこの委員会で強調したかったの

は、その一定の枠は何なんですか。今回の会社

法の改正は、そのダイナミズムという枠も、それ

からチャックのところの合理性も、あるいは企業

結合法制についてもバスをしてしまつています

ね。そのバスをしてしまつてある部分については

詰めないといけないんじゃないかな。

ちよつと首をかしげられたので、きょう、一点

だけ詰めておきたいことがあります。それは課徴金です。きょう、議員修正で証取法の改正修正案

を全会一致で通していただきましたけれども、課徴金の性格をどう考えているのか。

委員長のお許しをいただい、私どもが委員長から提示していただいた、これは衆議院法制局で

とかがおつくりいた、いたペーパーを配付させていただきたと思いますが、よろしいでしょ

うか。

○塙崎委員長 はい、どうぞ。

○原口委員 もうお手元にありますね。

○塙崎委員長 あります。

○原口委員 一体、ここのことこをどう詰める

か。

法務省に伺いますが、憲法三十九条は、いわゆる刑事罰等の、二重の刑事罰を否定したもので

はないというふうに思うんですが、これは刑事局

であつて、行政的な措置との併科を否定したもので

はないというふうに思うんですが、これは刑事局

では、お尋ねをしたいと思います。

○大林政府参考人 法務当局が一般的に憲法の解釈について意見述べる立場にはないわけでございませんけれども、あえて、刑事手続の運用に携わる立場にある者として、課徴金という行政上の措

置に加えて刑事罰を科すことの適否が裁判上争わ

れた過去の判例等を踏まえて申し上げますと、当

該課徴金の趣旨、目的、性格や金額、それから刑

事罰や課徴金がいかなる事案について科されるの

かという刑事罰と課徴金の役割分担などのさまざ

まな事項を総合的に考慮して判断されるものだ、

このように考えております。

○原口委員 いや、その総合的に考慮してじやど

うしようもないんですよ。

ここで、きょうは公取の皆さんにも、それから

内閣法制局は、先週の私の質疑に答えてこう

おつしやっています。「憲法三十九条後段は、同一の罪について、重ねて刑事上の責任を問われな

い」というふうに規定しております。これは私の理

第一類第三号	法務委員会議録第十五号 平成十七年四月二十六日
--------	-------------------------

解と同じです。「ここで言う刑事上の責任とは何か」ということでございますが、これは基本的に刑罰を想定していることは当然でございます。しかししながら、行政機関が科すものであっても、その趣旨、目的、性質等が実質的に刑罰と同一視されるようなものであれば、それはやはり憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止、あるいはその趣旨に触れるのではないかというふうに理解しております。「内閣法制局はこう言つているわけです。

図を見てください。今まで公取の皆さんには、あるいは経産省の、独禁法の世界では、不当な利得の算奪だという説明をしていました。不当な利得の算奪だという説明の中にいる限りにおいては、行政上の抑止効果あるいは市場の損失、きよう私たちが審議をしている会社法というか、つまり経済活動全体の自由を侵してしまったような、信頼を根底から崩すような、例えばきょう財務金融委員会で採決をした証取法の継続開示義務違反のようなものについても課徴金は課せられないという、金融庁は結局そこで内閣法制局との詰めを失敗して、こんなルールですらできなかつたんですね。

「最広義の「利得(損失)」で説明可能か?」と書いてありますけれども、私はそれだけではやはり無理だと思います。抑止のため必要かつ合理的な金銭的賦課ということが、これは絶対必要だ。ところが、その右側に書いておりますように、ここで困るのは、刑事罰と近接してくるので、どこからどこまでが二重処罰にならないのかという問題が一つ。

もう一つは、不当利得の算奪という概念を中心にして置けば、それでは不当利得の算奪というのは一体何なんだ、不当利得の何なんだ。例えば有価証券報告書を、西武の事案のように四十年もそれを書いてきました。これによる利得というのは何なのか、計算できますか。逆に、計算できないことについては、いわゆる行政的措置は、抑止は働かないということであつてはならないんじやな

いか。私は、この辺のことをもうはつきりさせるときに来ている。

このジレンマに陥らないために、私どもは、独占禁止法の課徴金という新しい概念を出しておきます。内閣法制局はこう言つているわけですから、このままでは、今回これだけの自由化が会社法の中でも行政制裁金という構造を持っています。そこで進もうという中で、市場のチェック機能が働くべきなんじやないかというのが私たちの基本的な考え方なんです。大臣だったら賛成していただけたと思うんですが、いかがでしょうか。

○原口委員 それでは、経済産業省、それから公取にも来ていただきていますが、公取ももともとは不当利得の算奪といったことに中心を置いた独占禁止法運用をされてきたと思いますが、随分そこのところは変わってきて、少なくとも、抑止のためには必要かつ合理的な金銭的賦課、これが公取案の中にも、独禁法案の中にもあるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○伊東政府参考人 わたしもお答えいたします。

独占禁止法上の課徴金制度は、カルテル、入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するために、行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すという行政上の措置ということでござりますが、従来のように不当利得相当額を徴収するだけでは違反行為の抑止のためには不十分であるということから、今般成立いたしました独占禁止法改正法では、不当利得相当額を上回る金額を徴収する仕組みに改めたところでございます。

○舟木政府参考人 お答えいたします。

独占禁止法の課徴金についてのお尋ねでござりますが、私どもも公正取引委員会と同様に、この独占禁止法の課徴金の法的性格は、カルテルや談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため行政庁が課する行政上の措置だというふうに考えておりまして、今回の改正によりまして、不当利得相当分に加え、再発防止的な意味合いを含むものになつたというふうに考えております。

○原口委員 やはり、聞いている方が混乱するの何でかというと、当初は不当利得の徴収という説明を放棄しながら、そして社会的損失の負担という概念を根拠に制裁できないかということを、そういう説明が維持されてきました。しかし、最終的には違反行為の抑止を全面的に打ち出した。きょう詰めておきたいのはここなんです。

一体、制裁なのかわからない、行政的措置なのか、あるいはこの一番下の刑事罰なのかわからない。ここのことろの整理がつかない限り、実効性のある市場の監視、あるいは日本の経済全体の牽引役であるさまざまな会社のコンプライアンスといつたことも守れない。つまり、さつき、コンプライアンスとは何かという質問を、冒頭田中委員がしていましたけれども、そのためにも、どこからどこまでが何に基づいてだめなのかといつたことを明示する必要があると思うんですが、その点については御納得いただけますでしょうか、法務大臣。

生まれて初めて、通告したものしか質問しないというのが今回なんですけれども、それだけ議論をかみ合わせたいと思つてゐるんです。もう一つ、これは経済産業省、わざわざ来ていただいていますので。

米国企業が日本で株式公開を行う場合には米国の会計基準を使用することが認められている。ところが、日本企業が米国で株式公開を行う場合には日本の会計基準を使用することが認められていない。相互主義じゃないかと思うんですが、この点についてはいかがですか。

私たち、会社法を審議する中で、何をスタンダードとするのか。片っ方でアメリカはそういうことができるのに対して、我が国はかの国に対してそれができない。このことについてはどのように認識をお持ちですか。

○舟木政府参考人 先生御指摘のとおり、現在、証券取引法上、外国企業が我が国市場におきまして株式公開を行う場合に、金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることのないものとして認めます。すなわち、アメリカ企業は、我が国におきまして株式公開を行う場合には、アメリカの基準に準拠したものでいいというふうになつていてるわけですが、一方、日本企業が米国市場におきまして株式公開を行う場合には、アメリカのいわゆるSEC基準に準拠した連結財務諸表の開示を求められています。

私ども、この会計に関しては、現在、こういった問題に対処するため、会計基準の同一化、いわゆるコンバージエンスというプロジェクトを会計の専門家の方々に進めていたのであるところです。そこでございまして、グローバルな経済活動が進む中で、グローバルな資本市場の活性化などを求められているところでございます。

私がこれまで切磋琢磨してきましたけれども、ルールのところで違つんでいます。ぜひこれは多くの同僚の皆さんにお話をしたいんですけど、私たち国会議員がなすべきは、ルールにおける競争でしっかりと日本の国益を守つていくことだというふうに思います。

今回の会社法の改正の中で、最後に指摘をしておきますが、私は、大企業、つまり世界に対しても強めたものではございますが、その法的性格は、

こつたかというと、結果、銀行の貸し渋りや貸しはがし、中小企業いじめといったことが起つているわけで、私は、ぜひ、これはきょう最初の会社法の質問でこんな生意気なことを申し上げて恐縮ですが、ダイナミズムの中で、ルールにおける競争が競争の本質であるということを踏まえた会社法の改正を、与野党の枠を超えて、前向きに検討させていただきたい、このことを申し上げて、質問を終えます。

○塩崎委員長 ありがとうございました。

○塩崎委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房審議官蒲原正義君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党的な平岡秀夫でございます。

私は、現在財務金融委員会の方に所属しておりますけれども、今回の会社法案、非常に多岐にわたる論点があるということで、連合審査を一度ほどやらせていただいたわけでありますけれども、一度だけしか連合審査が行われていないということに対しても、すごく不満に思っております。きょうも、質問させていただく事項は、経済産業省あるいは財務省、そうしたところにも関係する話でござりますので、ぜひ、本来であれば大臣に来ていただきたいと議論させていただきたかったということです、これからも連合審査はしっかりとやっていますように、委員長含めてお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

ということで、会社法案の質問に入つていくわけでありますけれども、その前に、きょうあつた話で、会社法案とは関係ない話をちょっと一つだ

け質問させていただきたいというふうに思つております。

きょう午前の衆議院の議院運営委員会の理事会で、竹中平蔵郵政民営化担当大臣の海外渡航の問題が少し議論をされたようあります。そのとき、杉浦官房副長官は、竹中大臣については、所定の手続をせずに海外渡航した事実はないという調査結果を公表したというふうに報道されているところでございますけれども、そこで出入国管理を所管している法務省に對してお聞きいたしました。

大臣、竹中大臣が平成十三年に大臣に就任して以降の出入国の状況はどうであったかということについてお答えいただきたいと思います。

○南野国務大臣 これは、個人の出入国記録につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律におきまして個人情報となつておりますので、お答えについては差し控えさせていただきます。

○平岡委員 それは、民間人であろうが、こういった公務員であろうが、あるいは閣僚であろうが同じ取り扱いですか。

○南野国務大臣 同じでございます。

○平岡委員 それでは、ちょっと一般論で聞かせてもらいます。

今、個人の情報については個人情報保護法に基づいて開示とかはできないという話でありますけれども、個人の出入国の記録はどうにさかれておりませんから、もし間違つておりますが、後刻訂正させていただきますけれども、一九七〇年代ぐらいからのものがあるというふうに承知しております。

○平岡委員 先ほど、個人情報保護法によつて開示することができないというお話をありましたけれども、国政調査権に基づいてこの記録の開示あるいは閲覧を求めた場合は、法務省としては応じることができますか。

○南野国務大臣 委員会からの要請があります場合には、その段階において判断させていただきます。

○平岡委員 この問題、ぜひ理事会で取り上げていただいて、法務委員会としてこの情報についての開示を求めていただきたいというふうに思います。委員長いかがですか。

○塩崎委員長 この情報というのはどの情報ですか。

○平岡委員 竹中大臣の出入国記録です。

○塩崎委員長 後刻理事会に諮りたいと思います。

○平岡委員 今は国政調査権に基づいての話であります。日本人につきましては、直近三年分及び当年分を電算システム上で管理しております。

○平岡委員 電算システムで管理しているのは直近三年というこのようですけれども、それ以外に、電算システムでないところでどこまでさかの

ばつて管理されていますか、保管されていますか。

○南野国務大臣 そのことについては承知いたしておりません。

○平岡委員 ちょっと、事務当局、答えてください。

○蒲原政府参考人 お答えいたします。

電算上は今大臣から御答弁したとおりでござりますけれども、それより前の記録につきましては、基本的に電算から落ちまして、マイクロフィルムの形で保管しております。(平岡委員)「何年」と呼ぶ)具体的なあれはございませんけれども、持つておりますのは、ちょっとと今資料が手元にございませんから、もし間違つておりますが、後刻訂正させていただきますけれども、一九七〇年代ぐらいからのものがあるというふうに承知しております。

○平岡委員 先ほど、個人情報保護法によつて開示することができないというお話をありましたけれども、国政調査権に基づいてこの記録の開示あるいは閲覧を求めた場合は、法務省としては応じることができますか。

○南野国務大臣 委員会からの要請があります場合には、その段階において判断させていただきます。

○平岡委員 先ほど、個人情報保護法によつて開示することができないというお話をありましたけれども、国政調査権に基づいてこの記録の開示あるいは閲覧を求めた場合は、法務省としては応じることができますか。

○南野国務大臣 委員会からのお手紙があります場合には、その段階において判断させていただきます。

○平岡委員 この問題、ぜひ理事会で取り上げていただけて、法務委員会としてこの情報についての開示を求めていただきたいというふうに思います。委員長いかがですか。

○塩崎委員長 この情報というのはどの情報ですか。

○平岡委員 竹中大臣の出入国記録です。

○塩崎委員長 後刻理事会に諮りたいと思います。

○平岡委員 今は国政調査権に基づいての話でありますけれども、それ以外に、私はよく新聞報道等で、出入国の記録を捜査当局が調べているという話を聞くことがあるわけでありますけれども、こういった出入国の記録を、出入国記録を管

理しているところ以外に、ほかに提供するという場合はどんな場合があるんですか。

○南野国務大臣 個人の出入国記録につきましては、警察等の行政機関からの法律等の照会規定に基づく照会がある場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第八条にのつとつて回答することとしております。さらに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条及び第十三条に基づきまして本人から請求がある場合については、回答することは可能となつております。

○平岡委員 それでは、竹中大臣本人から請求があつた場合も開示に応じるということでおろしいですね。それは、今言われたことですか、特に否定しなければそれで結構です。

それでは、本題の方に移らせていただきます。

まず最初に、合同会社の件についてお話を伺いたいと思います。

まず、合同会社でありますけれども、今回の会社法案の中で新しくできたと云う形で規定されおりますけれども、この合同会社がつくられた理由、この制度がつくられた理由というのは何でしょうか。

○南野国務大臣 近年、株式会社のように出資の比率に従つて配当などを行うのではなく、高い技術を持ついる社員に配当を厚くするなど、より柔軟な経営が可能となる有限責任の法人制度が求められていました。合同会社は、このようなベンチャー企業等からの要請にこたえまして、創業、起業の活発化等を図るために新設することとしたものであります。その特徴は、出資者の全員が有限責任社員であり、内部関係には民法上の組合と同様の規律が適用される点にあります。

○平岡委員 会社法をつくる立場として言えばそこまでしか言えないのかもしれませんけれども、これは、もともといろいろなところからこういうものをつくつてほしいという要望があつて今回実現したということであります。そのときの一つの大きな要望というのは、外資が日本への投資をす

る場合に当たつて、アメリカのLSCといったような仕組みがないことによつて投資を渋つてしまふ。例えば、日本の有名な企業も外資とジョイン・トベンチャーをやろうとしたけれども、こうしたLSCといったような仕組みがないことによつて、シンガポールで投資を行うことになつたと、いつたようなこともあるわけですね。

たた、そのときにつぶやかれていたのは、先ほど大臣が言われたような仕組みも必要なのでありますけれども、そのほかにも、やはり税制上の取り扱いというのも投資を促進するに当たつては一つの大きな要因になるということであろうと思うんですね。そういう意味で、税制がどうなっているのかということについては今回の法案ではまだはつきりしていませんし、平沢委員がこの点について質問をされたときも、まだ検討中だということで政府参考人が答弁をしているようであります。

そこで、一つお聞きしたいんですけれども、アメリカのLSCに対する課税の仕組みとその考え方方がどうなつてているのかということを、「これは財務当局ですか、ちょっと教えてください。」  
○田野瀬副大臣 LSCに対する課税の御質問でござりますけれども、米国における課税は、持ち分が公開市場で取引される事業体や銀行等は法人課税になつております。その他の事業体は法人課税、構成員課税の選択制となつておるところでございます。

○平岡委員 まさに、このJSCをつくるに当たって望まれているといいますか、これを使いたいと思うっている人が望んでいる課税の仕組みといふのは、先ほど言われましたが、構成員課税についてあるわけです。その構成員課税について、これはこれから税制改正の中いろいろ検討されるんだと思いますけれども、日本でこの構成員課税を導入するということについてはどういう問題があるんですか。どういうふうに考えておられますか。

る選択制の背景として、米国においては連邦レベルの統一的な会社法制度が存在いたしておりません。各州が独自に多様な事業体を創設できる仕組みとなっているため、これらの多様な事業体を法人課税と構成員課税に切り分ける基準が形骸化した固有の事情がある、このように考えております。

米国における法人課税と構成員課税の選択制については、国際的な租税回避を招かねないなどの指摘がなされておりまして、いずれにせよ、これを我が国税制で採用することには、課税の公平や円滑な執行の確保の観点から問題が大きいことに留意する必要があると私ども考えておるところでございます。

これらの点を踏まえると、米国LSCの例をよりどころとして我が国合同会社制度の課税関係を論じることは適当でないと考えておるところでございまして、いずれにしろ、合同会社制度の課税関係については、我が国税制の基本的な考え方方にのっとりつつ、合名会社、合資会社等の他の会社形態とのバランス等を十分に踏まえて、その法的位置づけに沿つた適正な課税関係が構築される必要がある、そのように考えておるところでございます。

○平岡委員 適正な課税とかバランスのとれた課税とか、そういうことを言われても、何が何やらさっぱりわからない。大臣、わかりますか。わからないですよね。もっと具体的に、何が、どこが何の問題で、そういうアメリカでとられている構成員課税ということができるのか。それを端的に言つてください、端的に。

○田野瀬副大臣 会社法案に対応する税制の整備について、その施行に合わせて今後の税制改正において対応する予定であり、合同会社制度について現時点で財務省としての具体的な課税の考え方、すなわち法人課税がだめだとあるいは構成員課税にするなどかというような、そういった考え方を現在まだ検討中でございまして、申し上げることは困難でございますが、あえてここで申します。

る選択制の背景として、米国においては連邦レベルの統一的な会社法制度が存在いたしておりません。各州が独自に多様な事業体を創設できる仕組みとなっているため、これらの多様な事業体を法人課税と構成員課税に切り分ける基準が形骸化した固有の事情がある、このように考えております。

米国における法人課税と構成員課税の選択制については、国際的な租税回避を招きかねないなどの指摘がなされておりまして、いずれにせよ、これを我が国税制で採用することには、課税の公平や円滑な執行の確保の観点から問題が大きいことに留意する必要があると私ども考えておることでございます。

これらの点を踏まえると、米国LLCの例をよりどころとして我が国合同会社制度の課税関係を論じることは適当でないと考えておるところでございまして、いずれにしろ、合同会社制度の課税関係については、我が国税制の基本的な考え方方にのつとりつつ、合名会社、合資会社等の他の会社形態とのバランス等を十分に踏まえて、その法的位置づけに沿った適正な課税関係が構築される必要がある、そのように考えておるところでございます。

上げさせていたぐとすれば、我が國税制においては、民法組合について、組合員は組合事業から生ずる収益についてその発生当初から持ち分として所有権を有するとともに、組合員みずからが組合事業の債務に係る固有の責任を直接負つております。そういうことなど、組合員に組合事業の収益及び費用を帰属させるべき実質が備わつてゐることを踏まえて、組合員を納税義務者とし、組合段階では課税しないこととしております。

また、今国会で御審議いただいております有限責任事業組合契約に関する法律案に基づく有限責任事業組合、すなわちJ.S.P.でございますけれども、この制度についても、民法組合の特例としての法的位置づけのもと、これらの点において民法組合と同様の仕組みが確保されていることを踏まえ、同様に組合員を納税義務者とすることが予定されております。

以上から、合同会社については、会社法案から承知している範囲で申し上げれば、これらの各種の組合制度と法的位置づけはおのずから異なるものであると承知しております、その法的位置づけに沿つた適正な課税関係が構築される必要がある、このように考えておるところでございます。

○平岡委員 今の民法組合の話ですけれども、今回の合同会社について言えば、仕組みとしては、

上げさせていたぐとすれば、我が国税制においては、民法組合について、組合員は組合事業から生ずる収益についてその発生当初から持ち分として所有権を有するとともに、組合員みずからが組合事業の債務に係る固有の責任を直接負つております。そういったことなど、組合員に組合事業の収益及び費用を帰属させるべき実質が備わつていることを踏まえて、組合員を納稅義務者とし、組合段階では課稅しないこととしております。

また、今国会で御審議いただいております有限責任事業組合契約に関する法律案に基づく有限責任事業組合、すなわちJ.S.P.でございますけれども、この制度についても、民法組合の特例としての法的位置づけのもと、これらの点において民法組合と同様の仕組みが確保されていることを踏まえ、同様に組合員を納稅義務者とすることが予定されております。

以上から、合同会社については、会社法案から承知している範囲で申し上げれば、これらの各種の組合制度と法的位置づけはおのずから異なるものであると承知しております、その法的位置づけに沿つた適正な課稅関係が構築される必要がある、このように考えておるところでございます。

○平岡委員 今の民法組合の話ですけれども、今回の合同会社について言えば、仕組みとしては、

事業を行ふための会社に適した新たな会社類型として、私法上の観点から創設されるものと承知をいたしております。その課税関係のいかんにかかわらず、制度を導入する意義が認められるのではないかと考えております。

他方、構成員課税をどのような事業体に認めるかは、合同会社制度と直接結びつくものではなく、事業体の法的位置づけや他の事業体とのバランス等を十分に踏まえつつ決められるべきものであり、一般論として、特定の事業体について税制上の例外的措置を講ずることについては、税制の公正、中立、簡素の観点から慎重な検討が必要である、このように考えております。

財務省としては、構成員課税の仕組みについては、今国会で御審議いただいております有限責任事業組合契約に関する法律案に基づいて創設される有限責任事業組合、いわゆるLSP制度について、民法組合の特例との法的位置づけを踏まえて、新たにその導入を目指すところであり、当該制度の着実な浸透を期待しておる、こういったところをございます。

○平岡委員 今いろいろ説明されましたけれども、ちょっと余りにも、既存のものが全部正しくて、これから新しくつくるものは、既存のものから比べてみてちょっと外れているとかバランスがとれていないからというような考え方だけが物事を考えたら、世の中についていけない。

先ほども原口委員からの指摘があつたように、むしろ、あるべき税制というものを考えたときには、これまでの税制がもしそのあるべき税制に合っていないのならば、既存のものを変えていくということもあわせて考えていかなきゃいけない。そういう目でこれをを見なければ、本当に適切な、国民の皆さんのが望んでいるような税制はできないのかかもしれないというふうに私は思うんです。

そういう意味では、まだいろいろと検討しなければいけない点があるのかもしれません。税制改正の中で検討されるということになりますから、

私も、税制改正の中で、どのような合同会社に対する税制がつくしていくのかということについてはちゃんと見てまいりたいというふうに思いましたので、そのときはまたよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

そこで、次に、ちょっと合併対価の柔軟化の問題に話を移させていただきたいというふうに思いました。

今回、この合併対価の柔軟化に対する規定の施行がほかの規定よりも一年延期されているというふうに言われておるわけでありますけれども、これはどういう理由でそうなっているのかという点について、大臣、お願ひします。

○南野国務大臣 合併対価の柔軟化は、敵対的買収に役立つものではございませんけれども、合併の対価が柔軟化されることによりまして合併が行いやすくなりますので、その前段階としての株式の買収についても投資意欲が増大し、結果として企業価値を損なうような敵対的買収が増加するのではないかという懸念があります。

そこで、合併対価の柔軟化につきましては、我が国の企業が定期総会により買収防衛策を採用する機会を確保するため、その部分の施行について、施行を一年おくらせることといたしました。理由でございます。

○平岡委員 今、合併をする前段階としての敵対的買収をする意欲がわいてくるというような話がちょっとあつたわけでありますけれども、これは、合併を目的とする買収というのは敵対的買収ということになるんですか。どういう意味において敵対的買収になり得るんですか。

○寺田政府参考人 敵対的買収というのは、そもそも商法あるいは会社法の中に定義があるわけではありませんで、基本的には、現在の会社あるいは現在の会社の執行部にとって好ましからざる買収であるということが言われております。

いずれにいたしましても、この敵対的買収といふことが現に行われようとする場合に、その行おうとする人は、その後、買収をした会社をどうい

うよう自らの企業の中で用いようかということを考えいろいろ考へるわけでございます。その中の一つとして完全子会社にするということ等がございまして、完全子会社にできるなら、では買収をかけようかというふうなことがあります。そのために、完全子会社化が可能になるような法制をとれば、敵対的な買収、つまりは、これは敵対的に限らず友好的なものもあるわけでございますけれども、買収そのものの意欲がわくということが言えるのではないかというふうに一般には言われているわけでございます。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○平岡委員 物の本によると、買収をする場合の敵対的買収については三つに分類できる。一つがグリーンメーラー、買った株式を高く売るというようなことを目的にやるというようなケースですね。それからファイナンシャルバイヤー、金融裁定取引者というふうに言われているものがあります。三番目に、ストラテジックバイヤー、戦略的買収者、こういうふうになつてゐるんですね。あえて言えば、合併を目的として買収をするというものはこのストラテジックバイヤーに該当するのかかもしれない。ただ、このストラテジックバイヤーの場合は、逆に言うと、敵対的買収に該当するのかどうなのかということについては、かなりいろいろな議論があるところだと思うんですね。

そういう意味で、敵対的買収という場合にこでまた出てくるのが、合理的な買収防衛策をとるための株主総会の決議ができるように一年間待つんだ、こういうふうになりますけれども、合併を始めた、こういうふうになりますけれども、合併を目的とする買収に対する合理的な買収防衛策といふのは、一体どんなものがあるんですか。

○山本(明)大臣政務官 お答えいたします。

経済産業省といたしましては、昨年九月から企業価値研究会というのをやつておりますので、大分検討をしてきました。去る二十二日に論点公開をいたしまして、そうした中でどのように書いてあるかといいますと、基本的には、企業価値を開拓することと、企業価値を高める買収であるわけ

あります。ありまして、企業価値を損ねる場合には機能しませんけれども、企業価値を高める買収に対しては機能しない、そういうような基準だというふうに考えております。

合理的な防衛策の基準であるために三つ考えておりまして、合理的防衛策の基準のその三つといいますのは、まず第一は、平時に導入するということ、公開をすることです。第二には、委任状合戦によります株主の判断によりまして防衛策が解除できるようになります。三つ目は、取締役の保身に走らないようにするために、社外チエックをしつかりすること、客観的解除要件を設定するということ、そして株主総会の事前承認、その三つのいずれかを必ず満たすこと、このように求めておるところであります。五月中旬には、法務省と一緒になりまして、企業価値防衛指針を作成すべく今準備をしておるところであります。

○平岡委員 今のを聞いても、合併を目的とする買収について敵対的買収といふうになるのかどうか、逆に、敵対的買収と仮に位置づけられて、それに対する合理的な買収防衛策といふのは、一体何なのか、これについては非常にわかりづらいうふうになつていて、これと合併対価の柔軟化といふことを結びつけて考えているということ 자체が全く意味をなしていない、こういうふうに私は思うんですね。

これは、一年延長する必要なんかないんじやないですか。大臣、これは通告していませんけれども、一年延期するというの、やめたらどうですか。

○南野国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、合併対価の柔軟化そのものは、法律的、論理的に敵対的買収を増加させるものではありませんけれども、このような法律的、論理的な問題に対しまして、現実問題としては、合併対価の柔軟化によって敵対的買収が増加するのではないかといふような懸念があることは、先ほども述べたとおりでございます。しかも、このような懸念が現実

のものとなる可能性も否定することはできません。そこで、このような懸念に配慮いたしましたが、その部分の施行を一年間おくらせようとしたものであり、従前の説明と矛盾するものではありません。

合理的な防衛策の基準であるために三つ考えておりまして、合理的防衛策の基準のその三つといいますのは、まず第一は、平時に導入するということ、公開をすることです。第二には、委任状合戦によります株主の判断によりまして防衛策が解除できるようになります。三つ目は、取締役の保身に走らないようにするために、社外チエックをしつかりすること、客観的解除要件を設定するということ、そして株主総会の事前承認、その三つのいずれかを必ず満たすこと、このように求めておるところであります。五月中旬には、法務省と一緒になりまして、企業価値防衛指針を作成すべく今準備をしておるところであります。

○平岡委員 敵対的買収に対する合理的な買収防衛策といふのは、これはもつともと議論をさせていただかなければいけないということです、ちよつときよは時間がないのでこれ以上できません。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○平岡委員 敵対的買収に対する合理的な買収防衛策といふのは、これはもつともと議論をさせていただかなければいけないということです、ちよつときよは時間がないのでこれ以上できません。

それを議論するに当たつて、防衛策については、さまざまなる株式が出ておるわけですよね。種類株ができるということで、いろいろな株式があるということ自体は法律でも考えているわけですから、大体何なのか、株式が株式である要件といふのは、一体何なんでしょうか。

○南野国務大臣 株式とは、会社法案には特に定義はございません。しかし、一般的には、株式会社における社員の地位を細分化して割合的地位の形にしたものであると説明されております。

会社法案では、会社が営利法人であることにからみで、定款をもつて自益権、具体的には、剩余金の配当、残余財産の分配を受ける権利の全部を制限することはできないこととしておりでございます。

他方、議決権その他の共益権は、株主がその有する自益権を確保するために有する二次的な権利にすぎませんので、定款による権利の制限をすることに特に限界がないものと考えております。

○平岡委員 今、法律の中に株主の権利という形で規定してあるということである意味ではこうな形で説明できるかもしれませんけれども、逆に言ふと、こういうものは株主の権利としてあってはいけない、こういうものがあると株式ではないんだという消極的なものもあるような気がするんです。これは通告していませんので事務当局でも結構ですけれども、こういうものがあつてはならないという、そういう意味での株式の要件については一体どういうものがあるのか、その点についてまず教えておいていただきたいと思います。

○寺田政府参考人 株式会社法制のもとにおいて、出資者の持ち分権というものをどう構成するかというのは非常に重要なポイントでございます。実際には種類株という形で、いろいろな形での株式がふえてきてはおりますけれども、では、一番こういうものがあつてはならないというのは、どこまでそれができるのかということとの関係で決まるわけでございますが、私どもといたしましては、さまざまな種類はござりますけれども、やはり株主としては、会社の営利性と関係するわけでもござりますけれども、配当を受け、残余財産のが表章される、そういう株券を持つている株主といふのは、これは会社法上の株主の概念には当たりません。その剩余金の配当あるいは残余財産の分配の権利といふものを全く否定したような形での権利

○平岡委員 ちよつと時間が来ちゃつたので、金融担当副大臣、質問ができなくて済みません。また今度やりますので、ぜひお願ひします。まことにで質問を終わります。

○塙崎委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○馬淵澄夫君 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵澄夫君 民主党の馬淵でございます。きょうは、会社法の審議の中で質疑をさせていただくことになります。

○塙崎委員長 速記を起こしてください。

○馬淵澄夫君 私、この会社法、今回の審議の中いろいろと思ひ浮かべることがございます。

○馬淵澄夫君 今から十五年前、一九九〇年、当時、大阪の大証二部の会社、ゼネラル株式会社という会社がスイス・フラン建てCBを発行した。その大半がある企業に買い占められ、またそれと同時に兎町の証券金融からの買い占めに遭い、それこそ四七%という株式を取得され、直接ではありませんでしたが、高値買取り要求というものに近い状況に陥りました。何やら私が五年前まで勤めておった会社であります。

○馬淵澄夫君 この会社で、いわゆる敵対的買収、この企業防衛の法務というところに、私は当時まだ二十代でございましたが、直接かかわるという機会でございました。そのときには、今般の審議の中にあるものは法整備はされておらず、第三者割り当て増資によってその買い占めの株式の比率を下げていくということ、これしか方法がなかつたわけであります。が、當時、私どもの会社で行つた買収防衛策については、発行価格が有利か否か、買い占めによって不當にその価格が高められていたという状況の中で有利発行か否かという問題が一番の注目点でありました。

○舟木政府参考人 そのときには、今般の審議の中では、本当に企業防衛という方法が株主に資するものであるかということを一生懸命に現場の中で考えさせていただきました。今回、私は、この企業買収防衛策について質問をさせていただくわけでもあります。が、當時のそんな思いをつい浮かべながら、法務省の中でどのような形でしっかりと議論がなされてきたかということを一つ一つ、時間は短いですが、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○舟木政府参考人 アメリカにおけるさまざまな敵対的買収防衛策、九〇年当時も幾つもありました。しかし、米国においては、ちょうどそのころが一つ目のピークであった。そして、その防衛策として、まず敵対的買収の相手の株式の比率を希望させるという形でライツプランというものが導入をされてまいりました。このライツプランは、

九〇年のその買収劇は、第一審においては差し止め請求を受け差し止めとなりました。しかし、株価を引き上げることによって、第二回目の第三者割り当て、連続して行つたその第三者割り当てによつて、差し止め請求はなされました。これを却下として、我々は企業の経営権あるいは企業価値そのものを守ることができたわけであります。

○馬淵澄夫君 当時を振り返りますと、バブル真っ盛り、いわゆる企業の持つている時価総額というものがその資産価値よりも著しく低い状況の会社が幾つもありました。社会的に大変問題があるとされるようなグループからの買い占めに遭つたという例も多々報告されておりました。今思いますと、あの時に今回この会社法で議論されているようなさまざまな敵対的買収防衛策というものがビルトインされれば、もっと違つた形だつたのかもしれないと思います。

しかし、一方で、私たちは、企業防衛をする中では、本当に企業防衛という方法が株主に資するものであるかということを一生懸命に現場の中で考えさせていただきました。今回、私は、この企業買収防衛策について質問をさせていただくわけでもあります。が、當時のそんな思いをつい浮かべながら、法務省の中でもどのよう形でしっかりと議論がなされてきたかということを一つ一つ、時間は短いですが、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○舟木政府参考人 そこで一つお伺いをしたいのは、この減少傾向にあつた理由というものを、今企業価値研究会、経産省の方でもやつておられます。アメリカの状況をどのように今評価されているかということを端的にお答えいただけますでしょうか。

○舟木政府参考人 米国におきましては、ここ数年、ライツプランにつきまして確かに減少傾向であると思います。その理由でございますが、まず、幾つかの例を調べてみますと、個人株主がライツプラン導入の事前承認を求めるといった意見を会社に提出したり、廃止の提案を行つたり、それから、株主の過半がこういった提案に賛成に回つたような場合があるようござりますし、また、時価総額が向上して敵対的買収の危機が少なくなつたというような場合にライツプランを廃止するようなケースが出てきているというふうに考えております。

○馬淵委員 今御指摘がありましたように、株主が、そもそもそのようなライツプランというものが株主公平の原則を著しく害してはいないのかといふ声が高まつていく中で、当然ながら、経営者というのは、敵対的買収に対抗するためにはそ

うな買収防衛策というものを、現地から書類を取り寄せ、あるいはさまざまなシンクタンクなどから資料を取り寄せてその方策を練つたものであります。ところが、御存じのように、アメリカにおいて

ういつた策があればこれをやりやすいんですけれども、一方で、本来ならば敵対的買収はなぜ起これば得るかというと、その株価価値、株価の総額が本来の持つ価値よりも著しく低いという状況にある、だからこそ買収というような形に遭ってしまう。

先ほどもお話をありました、時価総額が余りにも大きい規模になれば買収されない。十兆円を超えるような企業もアメリカにはあります。こうした企業は買収されない、当然です。それだけの資金量を持つところはなかなかありません。経営者が本来なすべきは企業価値を高めることであるといふことが、このアメリカの歴史を見ても明らかになっているのではないかと私は思うわけであります。

そして、先ほど、州レベルのさまざまな法律があると申し上げました。例えば事業結合規制法など、こうした法律は、買収者がある一定の株式の比率に達すれば、その段階で事業結合を規制するといった制限であります。このような形で、アメリカにおいては緩やかに、経営者がその支配権を維持するということに濫用されない形での新しい方向に向いた企業買収防衛策というものができますあるというふうに私は感じています。

そこで、今回この会社法の中では、まさに企業の敵対的買収に対する防衛策として、ライツ・プランの一つでありますボイズンビルをより有効に活用しようという方向に向いています。

アメリカにおける環境というのは、先ほども申し上げたようにさまざまな州法もありますし、そして、過半数以上の独立した社外取締役がまさに会社の他の取締役の支配から離れた形でいる。そうした方々が、買収に遭った場合には独立の委員会を設置して、これらの対抗策に対しての適否というものを判断しようとする。つまり、すべてにおいてアメリカというのは、こうした買収の経緯の中で、資本市場の中で何を守るべきか、そしてどのような形で株主の利益を守るべきかという制

ところが、今般の日本はどうでしょうか。十五年前に比べれば、確かにTOBの規制が入り、今まで大きな規模になれば買収されない。十兆円を超えるような企業もアメリカにはあります。こうした企業は買収されない、当然です。それだけの資金量を持つところはなかなかありません。経営者が本来なすべきは企業価値を高めることであるといふことが、この日本の制度の整備の状況といふのは十分に整備されていない状況であります。

このような状況の中で、日米間の環境の違いの中でボイズンビルというものがより一層使われていくような状況になる、これは言いかえれば濫用といふものを招くことにならないかということについていかがお考えでしょうか、お答えいただけます。

○南野國務大臣 先生のボイズンビルに関する関係でございますけれども、取締役がいわゆるボイズンビルを導入して例えば新株予約券の発行を行う場合には、それが取締役の職務の執行の一環です。

そして、取締役がこれららの義務に違反してボイズンビルを導入したことにより会社に損害を負わせた場合には、その取締役は、これによって生じた損害を会社に対して賠償する等の責任を負うことになると思います。

○馬淵委員 そういう仕組みで今回の法のたてつけをされたと思うんですが、ただ、私が今申し上げているのは、余りにも日米の環境の差があり過ぎる。

アーティカにおいては、これだけの長い歴史、わずか二十年かもしれません、二十年、三十年といった歴史の中で、資本市場の中で、会社はだれのものなのか、そして経営とはだれのために資することを行なうべきなのか、このことが企業買収、企業結合という荒波の中で培われてきたんです。

ところが、この日本においては、本当に今までのところとそうした事例が生まれつつある中で、私が今思っています。

○振角政府参考人 お答えさせていただきたいと

見れば、買収ということに対しても本当に経営者自身が理解をし、株主の価値を高めることが、自分に対して、どういう方向で行動することが、自分が判断する事が株主の利益に資するのかと、いうことを十分理解できているのかということについては、私は甚だ疑問を持っているわけであります。株主が本当に求めている価値を経営者がそこで判断できるのかということを、私は唯一、今回導入の中では心配をしているわけあります。

そこで、今大臣の方は、これは取締役が十分な責任を持って判断をしなきやならぬ、こうお答えいただきました。確かに、ここでは善管注意義務、忠実義務というものが発生しますから、取締役がそれに反するということは代表訴訟のおそれを持つわけです。本当にそこまで取締役が十分な注意を払ってこうした方法をとるというような状況が今あるんだろうか。私は、その点について一つの、これもこちらの場ではお話をあつたのかも知れませんが、東証から出来ました文書についてお尋ねをしたいと思っております。

去る二十一日、東京証券取引所から上場会社代表者各位という形で、「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意事項について」という文書が発出されました。これは、今般の会社法の改正の中で、ボイズンビルが、いわゆる取締役がみずから判断で、もちろんそれは代表訴訟のリスクを負いながらも判断で行なうことができるかも知れないが、しかし、そこで過剰防衛とならないようという形で、上場会社の経営者に對して自肅の要請をされていると報道もされていました。

まず私、第一点お聞きしたいのは、東証の発出したこの文書についての今政府の御見解というものはどういうものなのかということをお答えいただけますでしょうか。

○馬淵委員 お答えさせていただきたいと

十一日に、東京証券取引所から上場各社に対して、敵対的買収防衛策につきまして、経済産業省及び法務省により、五月を目途に企業価値防衛指針が策定される見込みが示された中においては、ライブドア事件があつたことから、あるいは敵対的買収防衛策につきまして、投資者保護の観点から留意事項というのを通知したところでございます。

これにつきましては、ライブドア事件があつたことから留意事項を対応だとうふうに考えているところでございます。

金融厅としましては、これに対する評価ということでござりますけれども、複数の上場会社が株主総会に向けて防衛策を検討している中で、自主規制機関として東京証券取引所が投資者保護の観点から留意事項を上場会社に通知することは時宜を得た対応だとうふうに考えているところでございます。

○馬淵委員 これは、私が見れば、今般の会社法の中でこうしたライツ・プラン、まさにボイズンビルというものが導入拡大されていく中で、東証としては、その現場を預かる立場としては、これが取締役の支配権維持のための濫用を使われかねないということを最も心配されているというあたりじゃないんでしょうか。これは私は、時宜を得たということよりも、法が今審議されている中で、その前に現場の経営者の方々に対して、いや、これは気をつけてくださいよという発出というのは、極めて異常な気がするんですよ。時宜を得たというよりも、むしろ、この法が一方で濫用を招きかねないということの懸念を東証自身がお感じになつておられるんじやないか、私はそのように感じるわけです。

これはぜひ、もう一度、私の今申し上げた観点に対してのお答えをいただけませんでしょうか。

○振角政府参考人 先ほどもお答えしましただけますでしょうか。

今先生から御指摘がありましたように、去る二七

すけれども、これは現行法におきましていろいろな動きがあるというところにおいての東証の判断だというふうに思つてはいるところでございます。

○馬淵委員 現行法でももちろんこれは認められているものでありますから、現行法においても判断ということだとお答えいただきました。ですが、これは私は、やはり会社法の中でこのポイントよりも勝手がよくなつて、先ほど申し上げたように、米国のような十分な環境整備がなされていない、あるいは取締役の独立性というものがより使い勝手がよくなつていく中で、現行法においても判断ということだとお答えいただきます。

この我が国の企業買収の防衛策というものがしっかりとした適正なものなかということがあります。十分な形になつていなくて、日本の状況を、現場の監督者が最も危惧して発出した文書だつて、ふうには感じるのであります。

こうしたものがある環境で、果たして本当に今回の大変な形になつていなくて、日本の状況を、現場の監督者が最も危惧して発出した文書だつて、ふうには感じるのであります。

それでは、もう一方で、この企業の買収防衛策の中で、これは民事局の方からペーパーがお出されました。その中には、このように書かれておりました。株主の利益を損なわない限りは可能、ここに可能と書いてあります。

そこで、もう一度ブリミティップのところに戻りますが、株主の利益を損なわない限り可能とあります。しかし、株主の利益とはそもそも何を示していることでしょうか。そして、それを決めるのはだれということになるんでしょうか。

○南野国務大臣 企業価値を毀損するような敵対的買収に対しましては、合理的な防衛策を講じることが認められるべきであります。このような場合にも、防衛策が講じられることによって既に株主となつてはいる人の経済的利益や権利を害するようなことは許されないと思想します。

すなわち、ここで言います株主の利益とは、既存の株主の経済的利益等を指しているものであります。そして、防衛策について株主の利益を害するものかどうかなど、その適法性等が争われ、株

主による差し止め請求や、また取締役に対する損害賠償請求がされた場合には、最終的に裁判所がその判断を行うことになります。

なお、企業が濫用的な防衛策をとった場合には、株価が大幅に下落することにより市場からも激しく評価されることになると思います。したがいまして、その意味では、株式市場も防衛策の適否の判断が行われる場であると言えると思います。

○馬淵委員 今まさに大臣がおっしゃった、市場の中、市場が決めていく、すなわち、まさに市場が判断していく、これは市場というのは株主になつていくわけです。その株主の経済的価値、そしてそれを損なわない状況を判断するのは市場であり、これは言いいかえれば株主です。経営者が濫用すれば、そのような会社に対しての企業価値といふのは当然損なわれる判断をして株主が株を手放せば、これは当然ながら株価は下がっていくます。企業価値が下がっていくわけです。そのようなことを判断するのは株主だということかと、今お答えをいただいたと想うわけであります。

では、お聞きをしますが、この企業買収防衛策でのポイズンピル、これの決定を行える機関といふのは、会社の中ではどこになるんでしょうか。○寺田政府参考人 これを導入するかどうかといふことは、これは基本的には会社の執行権を持つております取締役会で決まることがあります。

○馬淵委員 まさに今、導入は執行権を持つ取締役会というお話をいただきました。そして、株主の利益を損なわない限り、まさにそれはだれが決めるのかというと株主だというお話を南野大臣からもいただいたわけです。

このポイズンピルを導入するか否かについては、取締役会の決議で行えるわけなんですね。この取締役会決議で行えるということが、まさに私が申し上げているように、株主の利益を損ねかねない濫用につながる可能性がある。

一方で、これをなぜ株主総会なりで決めていくということに、この会社法の中で議論として上

がつてこなかつたのか、あるいはそこに対しても取締役会決議ということを今回の段階で決定させていたのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 もう少し詳しく説明を申し上げますが、もともとポイズンピルあるいはライツプランと言われるようなものの実現を可能にするためでございますけれども、あつても、そういう種類の株といふのをおよそ発行するかどうかということは、これは株主がお決めになることです。

したがって、株主がおよそそうちの会社ではそういうことをしないという決定をなされようとするが、それは定款変更等でそれに対応することが可能になるわけです。

しかしながら、その種類株が出されるということが決まって、じゃ、それを現実に出すか出さないか、これは執行の問題として取締役会でお決めになる、こういう構造になつてはいるわけでござります。

○馬淵委員 その種類株の発行までを株主総会で決議したとしても、その執行に関しては取締役会にゆだねる、その種類株の発行まで決めたんだから、後の執行に関しては取締役会にゆだねるといふお話をありました。

私が申し上げているのは、その後の濫用に関しても、これは結局、取締役が決定するわけですから、株主はそこに対しては歯どめをすることができないわけです。株主総会でその執行に関しては、これはそのまま決議をするわけですか。これがおかしくはないんじゃないですか。少なくともアメリカにおいては、その動向が現実に起きてきたという事情が、先ほどの私のライツプランの減の状況の中にも、お話の中にあつたというふうに思っています。

○馬淵委員 まさに今、導入は執行権を持つ取締役会といふお話をいただきました。そして、株主の利益を損なわない限り、まさにそれはだれが決めるのかというと株主だというお話を南野大臣からもいただいたわけです。

このポイズンピルを導入するか否かについては、取締役会の決議で行えるわけなんですね。この取締役会決議で行えるということが、まさに私が申し上げているように、株主の利益を損ねかねない濫用につながる可能性がある。

一方で、これをなぜ株主総会なりで決めていくかなど、その適法性等が争われ、株の点については、今後、いろいろ検討してい

○寺田政府参考人 これは、おっしゃるような懸念というのは、会社のいろいろな性格にもよりますけれども、ないわけではございません。

そういう会社は、そもそも制款で、そういうことを自分の会社としては制約するというふうにお決めになることは、これは可能でございます。そういう対処の仕方のものも、今回の会社法の、いわば会社による自由の範囲内ということでおやりいただける、あるいはそうすべきであるというふうに考えております。

○馬淵委員 では、ちょっともう一つ、違った観点からお聞きします。

ポイズンピルというのは、ある意味、これで決定的に買収させないという、そうした方策ではないと、敵対的買収防衛策というのは、ある意味で、株主と経営側、会社側がそこで交渉の時間を持つという、モラトリウムを用意することができると、いう一つの方策でもあるかと思います。ならば、このポイズンピルという方法以外にも、実はそうした形はとることができるのではないかということでお聞きをしたいわけです。

現在、TOBの最短期間というのは二十日間に設定されています。しかし、二十日であると、本当にその短い期間の中ですべてのことを決していかなければならぬ状況になる。逆に言えば、その交渉の時間を延長するという考えでいえば、TOBの最短期間を延ばしていくといふことも一つの方針論としてあるのではないでしようか。これについてははいかがでしよう。

○振角政府参考人 ただいまの御指摘に対してお答えさせていただきたいと思います。

現在、先生がおっしゃいましたように、企業の買収や防衛策をめぐる議論の中で、敵対的な公開買い付けに対し、企業が対応策を検討する時間を確保し、対抗策を講じやすくするために、最短の買い付け期間を延長すべきであるという指摘があることは承知しておるところでございます。

この点については、今後、いろいろ検討してい

かないかぬと思つておりますけれども、従来は、どちらかというと迅速な企業再編行為に対する弊害といふことも指摘されておりますし、また、諸外国の制度とも整合性があるようにいろいろ検討していかないかぬといふうに思つております。今後、金融審等におきまして、今、投資サービス法全体の議論をしておる中で、各般の意見も聞かながら慎重に検討していきたいといふうに思つております。

○馬淵委員 今のお話の中でも、これはまだ十分に検討しなきやならぬ余地があるというお話をしました。つまり、こうしたボイズンビルという一つの方法で、私が繰り返し申し上げている、取締役のみずから支配権を保持するための濫用に陥らぬよう、他の方策があるのではないか、それが例えば、今申し上げたように、T.O.B.の最短期間の延長という形で担保することが可能である、これはぜひ、その議論の中でも一度詰めていくつていただきたいと思うわけあります。

そして、先ほどの私の質問に対しても、ボイズンビルを総会決議にするか否かの部分に関しては定款等で定めればいいというお話をありました。定款の定めというのは、これはまた株主総会の特別決議になるわけでありまして、私が申し上げてるのは、上場企業がこうした形でライツプランを、種類株を決定して、その後、取締役会で執行させることが行われる場合に、株主の関与というのになくなってしまうということを懸念しているんです。

私は、そもそも上場する前に、うちの会社はこまごまな形でビルトインして、そして未上場の段階でそれをすべて、これはアメリカのグーグルなんという会社は、もともとの創業者3名が、三人で五一%、いわゆる過半数、マジョリティを確保するという議決権の株を持つということを決めているんです。これは上場前です。

こうした形であれば、これは当然ながら、上場前なので、そういった会社が上場してきて株主が

その株を買うわけですから、株主公平の原則といふのは守られるわけですが、今回のボイズンビルの導入拡大に関しては、上場会社が、今申上げたような形で、既にある株主もいる中で、既に総会決議を得すに、むやみに支配権の維持のため行動される可能性があることを、今般、法整備が十分でない、アメリカの環境整備が十分でない状況で果たして行つていいのかといふうことについての私自身の大変な疑念があるわけ

であります。

もう時間が余りなくなつてしましましたが、その中で、この敵対的買収防衛策、T.O.B.の期間の延長ということも私は今申し上げました。それはぜひ議論をしていただきたいし、現実的な方針として、この制度の中にビルトインをしていただきたいと思うわけであります。

もう一方で、今度は総体的な御意見としてお聞きをしたいわけですが、敵対的買収防衛策というものに対する政府の基本的な方針、これは外資も含めたさまざまな企業の買収というものが、先ほどお話をされましたライドアの事件等々もある、そしてその一方にはリーマン・ブラザーズ、これはライドアとの資本の流れのあるところがお金を渡しているという形でありますから、外資による企業買収といったものが懸念されるということが念頭にあるのか否か。

まず、政府としては、この買収防衛策に対して基本的にはどういうお考えを持っているのかといふことを確認させてください。

○舟木政府参考人 経済産業省に企業価値研究会を設置しまして、検討していただいているところでございますが、私どもの基本的な認識でござい

ます。これを放置しますと、奇襲攻撃や過剰防衛、そういうものが繰り返される可能性もございます。しかし、公正な防衛策の導入もちゅうとうさし、また、公正な防衛策の導入もちゅうとうさし、すなわち、法律違反やないかとか、裁判所によつて否定されるんじやないかといったような懸念から導入もちゅうちょされ、それが企業価値を損なうような企業買収を排除できなくなることがあります。

したがいまして、敵対的買収に関する指針を策定するのでないかと考えておりまして、昨年九月から企業価値研究会を始めておるわけです。論点

公開は四月の二十二日に行つたところでございま

すが、この論点公開に寄せられますいろいろな御意見を踏まえまして、法務省と経済産業省と共同で、五月份には合理的な防衛策に関する指針を策定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馬淵委員 もう時間もなくなりましたので、最後になりますが、そうした合理的な防衛策の指針を定めること、もちろんこれも大事です。そして

一方で、ライドアがすべてそうだとは言いませんが、マネーレースによるM.A.といふものは、とかくこれはマスコミなどに取りざたされがちです。

しかし、私はみずから、恐らく国会議員の中でも、企業買収、M.A.に携わってきた人間と

いうのは、そう数はいらないと思います。その実務をやつてきた人間として私から申せば、本来の企業の防衛策というのは、やはり株主に対する情報公開であり、株主価値を高める企業の経営の姿勢そのものなんですね。いわゆるIRの確立、イン

ベスター・リレーションズの確立そのものがコーポレートガバナンスを高めて、そして企業価値を高め、企業価値を高めることができると、すなわち買収の

月のガイドラインというものの、これも非常に重要なガイドラインといふの、これも非常に重要な

と思いますし、今後、私の所属する財務金融委員会や、また法務委員会等々におきましても、そ

うした観点についてはぜひさまざまな形でかかわ

らせていただきたいと思うわけであります。最

大の眼目は、経営者がみずから企業価値を高め

るためのIRに特化していくことだということ

を、ぜひ法務当局の皆さん方、関係当局の皆さん

方、御理解をいただいた上で、健全な市場の育成

を図つていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○塙崎委員長 次に、高山智司君。

私は、もともと経済産業委員会でございますの

で、きょうは余り法律がちがちの話ではなくて、

経済産業的な、中小企業の振興、そういうよ

うな観点から質問してまいりたいと思います。

まず初めに、これはもう何度も、同僚議員もい

ろいろ聞かれていたかもしだれませんが、一応大臣

に、今回の会社法の改正で、まず、会社はだれの

ものなのかということを念頭に置かれたのかを、

もう一度確認をお願いします。

○南野国務大臣 お尋ねの件でございますが、株

式会社は、純法律的には、當利法人として株主の

出資により成り立つておりますので、これによつ

て株主が利益を得る仕組みである制度でございま

す。したがつて、一義的には、これは株主のもの

ということができると思います。

この場合における株主といいますのは、文字ど

おり、株式会社の株式を有する者という意味であ

り、それ以上のものではないというふうに思いま

す。したがいまして、会社法案においては、委員

の御指摘もあるうかと思いますが、特定の性質を

有する株主を特に念頭に置くことではなく制度を

構築しておりますということです。

○高山委員 それでは、今度は経済産業副大臣と

しては、今回の会社法の改正ということも

もちろん念頭に置きながらですけれども、ふだん経

済産業のいろいろ行政をやる上で、やはり会社はだれのものなんだということをお考えでやられておりますでしょうか。

○小此木副大臣 一義的にはやはり株主のものではありますでしょか。会社の長期的経営に携わらないというか、そういう株主が存在することも事実であると思います。

一方で、会社には、特に上場企業、この中に従業員、顧客、地域社会などの多数のステークホルダーといいましょうか、そういった方々が存在しております。それは社会的存在であるとも考えられます。

企業の利益の源は他社との競争力の向上にあり、この競争力は優秀な人材があつて生み出されるものであり、この意味では、私は、上場企業は株主のものであるが、従業員も含めた先ほど申し上げたステークホルダーのものでもあり、取締役は人的資本も大事にして会社に対して責任を持つて職務を遂行するべきだというふうに考えております。

○高山委員 ありがとうございます。

今、両大臣とも一義的には株主のものであると言ふうなお話をいたしましたけれども、株主といいましてもこれはいろいろな株主がやはりいると思うんですね。村上ファンドのように物を言ふうな株主だという人もいるかもしれないし、あるいは、それがこの会社をつくった創業者で、自分が一番株を持っているという創業者の株主という人もいるだろうし、あるいは、今回のいろいろなライプドアだの何だの騒動があつたので、おもしろいから一株買ってみるとかというような、通りすがりでただ持つてあるような株主の人、こういふ人もいると思うし、あるいは、もう純粹に、会社なんというのは金融商品だから、もうければいいんだということで買われている人、これはいろいろいると思うんですよ。

そういう中で、そもそも商法で規定していたときの株主というもののイメージと、現代、このグローバル化して、会社なんかが売り買いされて、どんどん商品としての価値も出てきたというようになつてきただ今とで、随分株主というものの見方もえていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思います。

まずその点、これは経済産業的な視点ですので、経済産業副大臣の方に伺いたいんですけども、昔の牧歌的な、会社は株主のものであるというころの昔の商法の時代から、やはり現代の、会社がどんどん売り買いされたり、あるいはMアンドAの対象になつたり、そういうものになつてきてから株主という概念は結構変わってきたんじやないかと思うんですけれども、その点、副大臣、どういうふうに思われますか。

○小此木副大臣 先ほども申し上げたと思うんですけども、株式会社というのは株主のものであるというふうに理解をしているということは、やはり今でもそれは変わらないと思いますが、おつしやるように、やはりその株主のあり方も変わってきた。会社経営というのも、日本では当たり前だというふうに思われているものが、海外を見てみたら、そうでもないな、進んでいるな、あるいはその逆もあるうかというふうに思う中で、やはりその価値観も変わってきました。

一義的に、法律上では会社というものは株主であるというふうに認識を私はしておりますけれども、おつしやるよう、その価値観といいますか、そういうふうになりますと、一応、どちらが上か下かとく動かしていくような立場の人だと思っております。

○高山委員 同じ質問で、株主とはこういうものだというお話はいたしましたけれども、法務大臣の方に、この取締役というのはそもそも株式会社においてどういう存在なのかという、どういう御認識かというのを伺いたいのですけれども。

○南野国務大臣 これは、会社の執行機関でありますし、会社のために働いていく、会社を効率よく動かしていくというような立場の人だと思っております。

○高山委員 また法務大臣にもう一度確認ですけれども、そうしますと、では、株主と取締役といふことになりますと、一応、どちらが上か下かといふふうにつけるとすれば、大臣としてはどちらを上か下かというふうにお考えですか。

○高山委員 基本的には、取締役は株主総会で選任されるわけですね。監査役もそうでございますが、そういう意味では、取締役は、株主の意向を受けて執行に任ずる。

あるいは、もう一つの機能としては、執行役としての取締役を取り締まる立場、そういう監督の権限を持つてゐるものですから、取締役の場合に、なぜか、何かそういう自分が一回取締役のようなる立場の方々から会社はだれのものと言わなければ、異なる答えも出てくるのかなというふうにも思います。

○高山委員 では次に、これは法務大臣、経済産業副大臣、両方に伺いたいと思いますけれども、会社はだれのものかという議論の中では、この取締役、この取締役というのは、では一休会社に対してもう一つの機能としては、執行役としての取締役を取り締まる立場、そういう監督の権限を持つてゐるものですから、取締役の場合には、今大臣が執行役と御答弁されましたけれども、同時に取締役を監督するという立場もござりますので、そういう意味では、繰り返しますけれども、株主の意向を受けて仕事をする、こういうふうに思いますが、まずこれは法務大臣に伺いたいのですけれども、株主代表訴訟の中で、当該会

考えか。これはもう商法的な観点じゃなくていいんです。今、経済の動いている実態を見られてる中で、取締役というのは一体この株式会社にとつてどういう存在なのかということを伺いたいと思います。次に法務大臣に伺います。

○小此木副大臣 会社の方向性を決めていくのには、やはり取締役会、あるいは大きな意味では株主総会というものもあるうかというふうに思いますが、その中で、その重要な決定に責任を、その株を持つていて、それが、その重要な決定には責任を持っている人物が取締役だというふうに認識しています。

○高山委員 同じ質問で、株主とはこういうものだというお話はいたしましたけれども、法務大臣の方に、この取締役というのはそもそも株式会社においてどういう存在なのかという、どういう御認識かというのを伺いたいのですけれども。

○南野国務大臣 これは、会社の執行機関でありますし、会社のために働いていく、会社を効率よく動かしていくという立場の人だと思っております。

○高山委員 また法務大臣にもう一度確認ですけれども、そうしますと、では、株主と取締役といふことになりますと、一応、どちらが上か下かとく動かしていく立場の人だと思っております。

○高山委員 基本的には、取締役は株主総会で選任されるわけですね。監査役もそうでございますが、そういう意味では、取締役は、株主の意向を受けて執行に任ずる。

あるいは、もう一つの機能としては、執行役としての取締役を取り締まる立場、そういう監督の権限を持つてゐるものですから、取締役の場合には、今大臣が執行役と御答弁されましたけれども、同時に取締役を監督するという立場もござりますので、そういう意味では、繰り返しますけれども、株主の意向を受けて仕事をする、こういうふうに思いますが、まずこれは法務大臣に伺いたいのですけれども、株主代表訴訟の中で、当該会

社の正当な利益が著しく害される、あるいは費用が過大にかかるなどの要件で、株主代表訴訟が制限される項目を入れようとしていますけれども、これは何でこんな項目が必要なんですか。まづ、この立法趣旨というか必要性を教えてください。

○南野国務大臣 これにつきましては、濫用的な株主代表訴訟の提起によりまして株式会社や他の株主が損害をこうむるというところを防止するということです。

○高山委員 その濫用的な場合というのは、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。これは細かい話なので事務方でも結構ですけれども。

○寺田政府参考人 今大臣から申し上げましたように、従前、この株主代表訴訟は非常に大事な制度でございますけれども、濫用されるケースがないわけではございませんでした。それを裁判所が訴権の濫用としてその権利の行使を制約していたわけでござりますけれども、具体的に申し上げますと、株主が、会社全体の利益ということではなくて、自分が訴訟を起こすことによって利益を得ていて、株主が訴訟で嫌がらせをすることによって会社からお金を引き出す、そういうようなことが考えられるわけでございますけれども、そういうことに対して、類型的にそれを取り上げて訴訟を却下できるという仕組みにしたい。

もう一つは、会社が、通常ですと、違法が得るかも知れない、それについて訴訟を起こす要件というのは形式的には整っている。しかしながら、相手方である取締役が、例えば非常に資産がない、仮に訴訟で勝つてもほとんど取り立てができないような状況にある。反面、会社について費がかかる、簡単に言えばコスト倒れになる、それが非常に嬉しいケースがあり得るわけあります。

○南野国務大臣 訴えられるのは取締役ということになろうと思っています。

○高山委員 そうしますと、これは会社の利益といふことは、訴えられている取締役の人が、自己保身のためにいろいろ会社の調査の費用や何やら使つたりですか、あるいは裁判上自分に有利になるように、会社を害するかもしれないけれども、いろいろな資料なんかを出すようなおそれがあるという問題であつて、これは取締役の防衛方法を規制すればいい話で、株主の権利を規制してこういった会社を害する事態を避けるというのは立法論的には間違っているような気がするんですけども、まず大臣に伺つて、その後事務方に伺いたい。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、訴訟が起きた場合に、その濫用が甚だしいというケースの中には、取締役に非常に損害を生ずるということあります。それは裁判の中で解決されればいいことでありますけれども、今のよな話を、確かに結果的にはな訴権の濫用による却下というような条項を設けようとするものでございます。

○高山委員 これはちょっと大臣に伺いたいんですけれども、今のような話は、確かに結果的にはもつともな面はあるかもしません。だけれども、それは裁判の中で解消されればいいことでありますけれども、大臣にちょっと伺いたいんですけれども、そのような懸念に対しても、現行法でも既に担保提供の仕組みがございまして、取締役を訴えることによつて取締役に生じかねない損害について、あらかじめ裁判所が決めた担保の提供が求められる、こういう仕組みがあるわけですから。

○寺田政府参考人 ただ、ここで問題にしているのは、そういう取締役の損害ではなくて会社自体の損害になるわけになります。先ほどは、会社が訴訟追行に著しい経費を要する、とても見合わないケースについて申し上げたわけですが、そういうようなもののかにも、会社が訴訟に応ずることによって他方の法律関係に非常に悪影響を及ぼし、そこの場面で非常に大きな損害を受けることがあります。そういう從来の取締役に対する嫌がらせのようなものとは別個の類型のものとしてここで念頭に置いておりますケースが先ほど申しました幾つかのケースであります。それに対してこういう類型化した却下事由を設けるというのが今回の構想でございます。

○高山委員 いや、今大臣だけじゃなくて、局長も私の質問の意味を全然理解されていなかつたのをちょっと驚いちやつたんですけど、私が聞いたのは、こういう会社の利益を害するような訴訟を確かに起こされることがあるでしょう。それは今まで裁判の中で解決されてきたことで、今は立法化だということまで仮に認めるとしても、これは株主の権利を制限する形で認めるんじゃなくして、むしろ、訴えられる側の取締役がそういう会社を害するような自分の防護方法をやつてはいけないということについては、株主もそうであろう

と思いますし、取締役もそうであろうと思いますが、もし取締役に対しそういう嫌疑を持つ立場になつた場合には、そのような形になるんじやないでしょうか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、訴訟が起きた場合に、その濫用が甚だしいというケースの中には、取締役に非常に損害を生ずるということはあるわけです。そういう懸念に対しても、現行法でも既に担保提供の仕組みがございまして、取締役を訴えることによつて取締役に生じかねない損害について、あらかじめ裁判所が決めた担保の提供が求められる、こういう仕組みがあるわけですから。

○南野国務大臣 失礼いたしました。取締役についての損害の問題ではなくて、逆に取締役側が悪いケースというのを想定されて株主との関係を論じておられたわけでございます。

○寺田政府参考人 しかし、そういうケース、つまり株主と取締役との関係ではないことをここでは問題にしていることがあります。つまり、株主と取締役の一体どっちが悪いのかと論じておられたわけでございます。

○高山委員 うのは、具体的に訴訟の場でさまざまな観点から見られることも訴訟手続上はあるわけでござりますけれども、そうではなくて、ここは訴訟をすることが自体が会社に対する損害になるというケースを念頭に置いてあるわけであります。

○寺田政府参考人 したがいまして、この場合には、取締役の行為をどうこうするかということではなくて、原告と被告である取締役との関係ではあるけれども、第三者である会社の利益を考慮して何らかの制約を設ける、それは原告の行為を制約する、こういう構成に立つてあるわけでございます。

○高山委員 常に、訴訟というのは争い事ですか、原告がいて原告がいる。それで、訴えられる方の、今の説明だと取締役じゃなくて会社の利益を考えたということですが、私は、今回の立法とこれは、ちょっと不恰に株主の権利を制限する

ことになりやしないかというふうに思つております。

もう一つ聞きますけれども、それと同じように、もう一個株主の利益に反するものとして、今回株主総会の招集地の問題がありますよね。これはどうして自由にされたんでしょうか。これも、出られない株主が出てきて、事実上株主総会に参加できないということは十分考えられると思うんですけれども。

○寺田政府参考人 今回の会社法の制定においては、有限会社の制度を廃止する、もちろん既存のものはそのまま保護するわけでございますが。今まで、株式会社の中にも、本来株式会社でないような、対象として考えていなかつたようなものも入り込んでいるわけでございますけれども、そのほかに、新たに今後は、従来は有限会社で設立されようとするようなそういう会社を想定しているわけでございます。そういう会社も含めて考えた場合に、従前、有限会社についてはこの点何より、株式会社については原則として本店の所在地等に制約を置いていたわけでございます。

今回は、この二つを総合して考えて、それから、実務の中小企業の方々から圧倒的に今の制約について御不便があるということも聞かされておりますし、また大企業の中にもそういう御不便がおりになる方がおられるということもお聞きしておりますので、原則としては制約を設けない、しかし、定款で、従前と同じ、あるいはまたそれと違った制約を株主の間でお決めいただいて設けるということによって新たな調整をしよう、こう考へて、その場合、一部の株主にとつて非常に御不便をおかけして、事実上出られなくなるというようなことがあり得るわけでございます。そういうことが仮に起こりました場合には、それは株主総会

の取り消し事由になるということで対応すべきであるというふうに考えております。

○高山委員 これは法務大臣に伺いたいんですけども、今の招集地の問題です。これは、いろいろ中小企業の方の話を聞いたたら、そういう制限があるのは不便だからぜひ撤廃してほしいというようなお話を当然出たと思いますけれども、それは

経営者というか、取締役の方の意見を聞いたんじゃないですか。株主の意見を聞いたら、これと同じような結論になつたと思いますか。これは

感想で聞きたいんですけども、法務大臣に。○南野国務大臣 株主の方はいろいろなところにおられるだろうと思いますので、株主の方に聞いたら我が地元でというようなお声もあるかもわかりませんが、総体的に考えれば、皆さんが集まりやすいところでというような結論にもなるかと思います。そうすると株主の意向ということにもなるかと思いますが、それはその会社で違つておるんじゃないかなと思います。

○高山委員 とにかく、今回のこの改正、どうも株主の権利を軽視して、やたら今の取締役が楽になつておるんじゃないかというふうに思います。もう一つ、任務懈怠責任の免除のところがあるんですけども、免除の年数を六年にするとかなりますけれども、免除の年数を六年にするとかなります。やはり、仮に長男を故人の思うところとしていろいろな会社法の改正に意見を言つたんだけれども、今回のこの改正でこういうところが使い勝手がよくなつておるといふところがあれば、教えていただきたいと思います。

○小此木副大臣 中小企業の円滑な事業の承継ということは、魅力ある技術等の知的財産を受け継いで、そして雇用を維持する上で非常に重要なことは議員御指摘のとおりだと思います。今回の会社法案により、企業の合併について、取締役会の決議のみで行える簡易組織再編の範囲を拡大、合併の対価として現金等を交付できるものとする合併対価の柔軟化等が措置されることになるというふうに思つています。これらの制度は、中小企業の事業の継承等において、円滑なMアンドAの実施を行うことに資するものと考えます。

また、今回の会社法案では、株式会社がすべての株式について譲渡を制限しているいわゆる譲渡権の範囲を制限しようじゃないかという規定ですけれども、これはそもそもそんな必要があるんでしょうか。これはちょっと考え方だけ聞きたいんですけれども、法務大臣に。

○南野国務大臣 その理由につきましては、取締役の経営判断を過度に萎縮させないようにするこれが目的であります。これがひいては株主の利益につながるものであるといふふうに思つております。

○高山委員 それではあと、中小企業をMアンドAする場合に、別にそれは長男にだけ継がせる必要はないと思う、全くの他人に継いでいるだけで、それでも、雇用が維持されるし看板も維持されるということで、非常にそれは意味があると思うんですけども、大抵の中小企業は社長の個人保証がついていたりすることがあると思うんです。MアンドAをした場合に、その個人保証の扱いというの

は、これは経済産業副大臣に聞きますけれども、次第ということでしたけれども、これは上場している大きい会社であれば、株価は幾らですねとかT.O.Bで幾らで買りますと、わかりやすくていいんですけども、中小企業を事業継承する場合

に、やはり企業の価値をどういうふうに評価するかというのは非常に重要なことです。これは、社長の個人保証がついているのか、一定程度継続するのか、そういうことでます随分違ってくると思います。

経済産業省の方では、大企業の企業価値は企業価値研究会でいろいろやられていたと思いますけれども、こういう中小企業の企業価値を正確にどうやって算出するかとか、そういうものの研究は、今のところ準備はされていますか。

○小此木副大臣　いや、まだ大企業並みにはやっておりません。

○高山委員　私、株主の権利が非常に害されるので、今回の会社法の改正は非常に問題じゃないかと思ったんですけれども、その一つは、何か大企業のMアンドAのことばかり結構話が行っちゃいまして、中小企業向けの事業継承にこれをうまく使つたらしいじゃないかという話が余りなされなかつたような気がいたしますので、経済産業省の方でぜひそういう議論を今後続けていただきたいというふうにお願いして、質問を終わります。

○塩崎委員長

次回は、公報を持ってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会





平成十七年五月十七日印刷

平成十七年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B